

第101回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第2日)

令和2年12月9日(水曜日)

出席議員 (13名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
			8番	岡 本 義 次
	9番	金 谷 英 志	10番	山 本 幹 雄
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	石 堂 基
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (1名)	10番	山 本 幹 雄		
		※13時30分から早退		

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	中 石 嘉 勝	書 記	大 上 千 佳
	書 記	橋 本 倫 法		
説明のため出席 した者の職氏名 (10名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	浅 野 博 之	総 務 課 長	藤 木 卓
	企画防災課長	服 部 憲 靖	健康福祉課長	福 本 秀 基
	農林振興課長	松 阪 鉄 矢	農林振興課特命参事	衣 笠 俊 博
	商工観光課長	真 岡 伯 好	教 育 課 長	宇 多 雅 弘
	〈備 考〉 午前出席者・・・町長 副町長 教育長 総務課長 企画防災課長 健康福祉課長 農林振興課長 農林振興課特命参事 教育課長 午後出席者・・・町長 副町長 教育長 総務課長 企画防災課長 健康福祉課長 商工観光課長 教育課長 委員会室待機 ■午前 税務課長 住民課長 高年介護課長 商工観光課長 建設課長 上下水道課長 上月支所長 南光支所長 三日月支所長 会計課長 生涯学習課長 ■午後 税務課長 住民課長 高年介護課長 農林振興課長 農林振興課特命参事 建設課長 上下水道課長 上月支所長 南光支所長 三日月支所長 会計課長 生涯学習課長			
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1. 一般質問

午前 10 時 00 分 開議

議長（石堂 基君） おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、本日、ご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

ここ数日、連日のように、我が家のほうでは氷点下が続いております。今週から来週にかけて、まだまだ厳しさが増すように報道もされています。どうか、体調管理のほうを十分気をつけていただきたいと思います。

今朝ほどの神戸新聞ですけども、既に、ご覧になられた方もいらっしゃるかと思います。地元の星として楽天イーグルスに今シーズンから加入し活躍を続けています小深田選手の特集が非常に大きく取り上げられていました。地域の声として地元の方、あるいは地元の子供たちのインタビュー記事なんかも載っていましたが、久々に明るい話題、明るいニュースとして新聞のほうを見させていただきました。

町内の関係者の方だと思いますけれども、SNS にも早朝から、その話題が取り上げられています。少し、気持ちを明るくして希望を見出しながら、本日の会議に入っていきたいと思います。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、直ちに日程に入りますが、議員席の一部変更等について報告します。

議会でも新型コロナウイルス感染予防対策を実施しています。議場における 3 密を避ける取り組みとして議員席の間隔を広く取るために仮設席を設け、3 人席の岡本安夫議員と千種議員に席の変更をお願いしています。

また、当局についても、説明職員の出席を最少人数とし、間隔を広くし着席いただいております。議場内では原則マスクの着用をお願いしていますので、ご理解をお願いします。

なお、質問席並びに答弁席にはアクリル板を設置し、飛沫の飛散防止対策を行っています。発言者並びに答弁者のマスクの着用については、各自の判断で対応をお願いします。

それでは、日程に入ります。

日程第 1. 一般質問

議長（石堂 基君） 日程第 1 は、一般質問であります。

6 名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名します。

まず初めに、8 番、岡本義次議員の発言を許可します。

〔8 番 岡本義次君 登壇〕

8 番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。8 番議席、岡本義次でございます。

12 月、師走に入り、あと 20 日ほどで新しい年を迎えようとしております。しかし、朝晩、急に冷え込んでまいりましたので、皆様、風邪等引かれないように、十分、ご注意願います。

寒くなりまして、北海道とか東京、大阪では、コロナが猛威を振るい、コロナで亡くなられた方のご冥福をお祈りいたしますと同時に、そういう医療関係の従事者の皆様には、大変えらい目に遭っていただきまして、本当に感謝しているところでございます。ありがとうございます。

本日は、教育委員会評価報告書についてということで、2つ目に、コオロギによる町おこしはできないのかというのは、議員席からの質問とさせていただきます。

まず、教育委員会の評価報告について伺っていきます。

教育委員会から令和2年度の教育委員会評価報告書が提示されました。9月に報告がありました、分からない次のことを伺っていきます。

1つ、小学校・中学校で不登校児童は、どういう理由で休んでいますか。

2つ、新聞等でいじめが増えていると聞きましたが、佐用町では小学校・中学校の児童、生徒は何件ぐらいあり、どういう中身のいじめなのでしょう。

3つ、佐用町では、家庭内のいじめはありますか。

4つ、報告書の9ページでも載っておりますけれど、中学校区における小中連携事業はどのようなことをしているのか、その中身について、その成果を伺います。

5つ、報告書の10ページで、人権教育協議会指定研究後どのようによくなっていったのでしょうか。

6つ、報告書のページ11で、トライやる・ウィークの推進事業後、生徒たちはどのように変わり、各自感想文を提出させているのでしょうか。

7つ、報告書のページ12で、個に応じたきめ細やかな指導後、どのように変化したのか伺います。

8つ、報告書のページ13で、各校での研究推進・授業研究会は全員参加し、その成果はどうであったのでしょうか。GIGAスクール構想は全員の教師が研修したのでしょうか。

9つ、報告書のページ13で、佐用町教育研究所での研修、兵庫県立教育研修は全員の教師が参加し、その成果はどんな点がよくなったのでしょうか。

10、報告書のページ14で、学校給食の地産地消及び質的向上でどのようなものを使い、全体の何%ぐらい使っておりますか。

11、報告書のページ15で、地域教材の掘り起こしは新規に出たものはあったのでしょうか。

12、報告書のページ16で、問題行動、不登校傾向の児童生徒の早期発見・早期指導・未然防止はどのようにして見つけているのでしょうか。

13、読書をさせるためには、どういう工夫をしているのか伺います。

14、よいことをした場合、月間で全生徒の前で褒めてやっておりますか。そのへんについて伺っていきます。

議長（石堂 基君）

浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君）

皆さん、おはようございます。

それでは、岡本議員の教育委員会評価報告についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の小学校・中学校で不登校児童生徒はどのような理由で休んでいますかについてお答えします。不登校の主な理由については、起立性調節障害等の心身の不調を原因とするケース、基本的な生活習慣の乱れから登校できにくくなるケース、学校生活に目標を見いだせず不適合となるケースなど、児童生徒個々により違ってきます。いじめを主

な原因とする児童生徒は現在おりません。

2点目のいじめは佐用町では小中学校で何件くらいあり、どういう中身のいじめですかについてお答えします。令和2年度11月現在、佐用町の小中学校からの報告は20件あります。いじめの報告件数については、「積極的な認知」をするよう文部科学省から指導があり、各学校には「小さな事」と思われるケースにおいても報告するように指示をしております。内容については、ひやかしやからかい、悪口を言われるが一番多く、ついであたかれたり蹴られたりするが多いです。中にはスマホ等で嫌なことを書かれたケースもありました。いずれのケースも発見後すぐに当事者の話を聞き、保護者にも連絡し現在は収まっております。

3点目の佐用町では家庭内いじめはありますかについてお答えします。ご質問の家庭内いじめを家庭内での児童虐待と捉えますと、現在、町の要保護児童対策協議会で見守る世帯が13件あります。これら1つ1つのケースに対応できるよう健康福祉課の保健師と家庭児童相談員が中心となって、姫路子ども家庭センター、学校、警察などが情報連携しつつ、家庭訪問をして相談に応じたり、必要があれば児童の保護措置をとったりしております。また、学校、保育園、民生児童委員には、日頃から児童の動向には目を配っていただき、虐待を見逃さないよう依頼しているところです。

4点目の中学校区における小中連携事業はどのようなことをしているのか、その成果を問うについてお答えします。報告書にも記載しているとおり、小中学校の教員が合同で国語や理科等の教科担当者会を行ったり、児童生徒の情報交換会を行ったりするなど、各校区において積極的に連携事業を進めています。成果としては、合同で授業や教科内容について話し合いをもつことで、9年間を見通した指導につなげることができます。また、小学校から中学校に進学する子供の状況について、きめ細やかに引き継ぎを行うことができます。

5点目の人権教育協議会指定研究後どのようによくなったかについてお答えします。ご存じのとおり、人権教育は小中学校だけで行うものではありません。新たな人権課題も発生する中、生涯をかけて学ぶべき教育です。佐用町の小中学校においても学びの機会を失わせることがないよう、日々の学校生活全般を通じて人権教育を行うとともに、指定の授業研究会を開催し、児童生徒の人権意識の高揚を目指しております。指定研究を行ったから、すぐ効果が表れるというものではなく、子供たちの心の中に、自分自身を大切にし、相手を思いやる芽を育て、将来人権問題に出会ったときに正しい判断ができる人づくりを目指してこの教育に取り組んでいるところでございます。

6点目のトライやる・ウィーク推進事業後、生徒たちはどのように変わり、終了後は感想文を提出させているのかについてお答えします。今年度は、コロナウイルス感染防止対策を行う関係で、各中学校とも2日間で、ボランティア活動や地域のクリーン作戦、事業所の方に学校に来ていただいてお話を聞くなどの活動に変えて実施しました。例年は5日間、協力いただいている地域の事業所に出向いて有意義な活動を行っております。この活動は、事業所での体験活動を通して、地域に学び、共に生きる心や感謝の心を育み、自律性を高めるなどの「生きる力」の育成を図るだけでなく、事前指導で目的意識を明らかにし、事後の活動を通して、体験で学んだことをその後の生活に生かすことを目的としています。事後に各自感想文を提出させているのかというご質問ですが、各校によって様々な事後指導をしております。文集にまとめる学校や新聞にまとめる学校、お世話になった事業所に手紙を書いたり、校内で活動発表会を行ったりする学校もあります。生徒の作文を見ると、感謝の心や規範意識等の高まりを感じ取ることができます。

7点目の個に応じたきめ細やかな指導後、どのように変化したのかについてお答えします。兵庫県では独自に、児童生徒への学習におけるつまずきへの素早い対応等、一人一人

の学習状況に応じたきめ細やかな指導を行うため、新学習システムという教育施策がとられております。佐用町においてもこの施策により、各校に加配教員を配置し複数指導や少人数指導に取り組んでおり、児童生徒の基礎学力の充実に寄与しております。

8点目の各校での研究推進・授業研究会は全員参加し、その成果はどうか。GIGA スクール構想は全員の教員が研修したのかの質問にお答えします。各校においては、それぞれの学校の課題を見極め、年度当初に研究推進計画を立て、それに基づき講師を招聘して、研修会や授業研究会を実施しております。教員が日々研修を続けることで、日々の授業力が高まり、ひいては児童生徒の学力向上につながることを、各校の全教職員が自覚し取り組んでいるところです。なお、GIGA スクール構想に係る研修は、今後進めていく予定であり、まだ、実施はしておりません。

9点目の佐用町教育研究所での研修、兵庫県立教育研修所での研修は全教員が参加し、その成果はの質問にお答えします。佐用町教育研究所では、年2回町内の全教員を対象とした研修を実施するとともに、夏季休業期間を中心に、講師を招聘し、様々な講座を開設しております。教職員はそこから選択し、必ずいずれかの講座を受講し、内容については各校に持ち帰っております。平成29年度より、教育委員会に専任の教育研究所長を配置したことにより、さらに充実した研修を行うことができるようになり、教員の資質向上につながっています。また、各校の研究会にも、教育委員会からできる限り指導主事が参加し、助言を行ったり、一緒によりよい授業を考えたりしています。兵庫県立教育研修所の研修については、初任者研修や中堅教員研修、管理職研修等キャリアに応じた研修を受講し最新の知識を学んでいます。県立教育研修所の研修は、全員が受講しているわけではありませんが、興味がある研修には参加を呼びかけております。

10点目の学校給食の地産地消及び質的向上でどういう物を使い全体の何%にあるのかについてお答えします。給食は子供たちの健やかな体づくりに大きく関係するものであり、なおかつ学校生活の中で楽しみな時間の1つになってほしいと考えております。佐用町学校給食センターにおいては、全ての職員がそのような願いの下、安心安全でおいしい給食の提供に努めています。ご質問の地産地消については、野菜については、使用している野菜の32%は佐用町で取れた新鮮な野菜を使用し、トウモロコシ・ナス・にんにく・大豆・栗・自然薯は100%佐用町で取れたものを提供しております。その他の野菜についても可能な限り地元産野菜を使用し、地元産を使わない場合も全て国産野菜を使っております。肉類については、鶏肉は全て丹波地鶏を使用し、豚肉・牛肉についても全て国産品を使用しております。豚肉については毎回ではありませんが、佐用姫ポークを使用することもあります。これらの食材を効果的に使うだけでなく、アレルギー対応が必要な児童生徒には、個別の献立を提供するなどの取り組みも行っております。これらの取り組みが認められ、昨年度佐用町学級給食センターは、兵庫県教育長表彰を受賞しております。

11点目の地域教材の掘り起こしについて、新規に出たものはあったのかについてお答えします。この項目について、教育委員会評価はC評価になっております。この評価は道德教育の研究推進の具体的な取り組みについての評価したものです。道德が特別な教科道德科という名の教科に変わり、昨年度から小学校、今年度から中学校に教科書が導入され、各校においては新しい教科書の内容にしっかり取り組むことが最優先となり、それにプラスして地域教材の発掘までいく余裕がないのが現状であります。だから、現在、新規に出たものはございません。

12点目の問題行動、不登校傾向の児童生徒の早期発見・早期指導・未然防止について、どのように早期発見しているのかについてお答えします。先ほどのいじめについての質問でもお答えしましたが、いじめ等の問題行動はできる限り早い段階で発見し、早期に指導することが、早期の解決につながります。各学校においては、定期的に児童生徒にアンケ

ート調査を実施し、情報収集に努めるとともに、日記や生活ノート、行動観察等をする中で気づいたことは、管理職等に報告し、全職員で組織的に取り組むようにしております。

13点目の読書をさせるためにどのような工夫をしているのかについてお答えします。読書活動の推進については、町立図書館とも連携しながら、低学年児童の町立図書館訪問、それから、図書館職員による本の読み聞かせ活動、移動図書館等の取り組みを行っております。校内においても、朝読書や図書委員会による本の紹介等の取り組みを行い、年間を通して本に親しませる工夫をしているところでございます。

14点目のよいことをした場合、月間で全校生の前で褒めているかの質問についてお答えします。子供たちを褒めて伸ばすことは非常に大事な教育と考えております。学校においての、どのタイミングで、どのような方法で褒めるのか、現場の教員は常に考えながら児童生徒と接しています。月ごとに全校生の前で褒めるという考え方も1つの方法ですが、必ずしもその方法に限らず、タイミングを考えて行っております。

以上で、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 今、教育長から答弁がございましたけれど、再度、分からない小さなことにつきましては、質問させていただきます。

どう言うんですか、令和2年で20件のいじめとか、そういうようなことがあったと言われております。それらを、1番にも12番にも書いておりますけれど、いじめとか不登校を、やっぱり早期発見するには、各自が、今、教育長おっしゃった連絡ノートというのは、みんな全員が書いて、全員その書いたやつを担当の先生が、それを見てしておるのでしょうか。それとも、一部のノートというのは全員がしておるのか、していないのか、そこらへんは、どんなんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 小学校では連絡ノート、中学校では生活ノートという形の毎日の連絡帳には使っております。全員に書かせて、担任が毎日全員は見ております。その中で気づいたコメントがあるとか、そういうのがあれば、また、全教職員で共有をしたり、中には保護者の方のコメントもありますので、そういったことで全員のことを、毎日担任が目を通しております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 私も小さい頃から大学ノートに、今日、どういうことをしたとか、どういうことを思ったと。どういう本を読んだというようなことを、常にかいております。すぐ人間何も記録しなかったら忘れたり、いつの日だったのかなということで、分からない点が多いんです。そういうことで、全部、そういう自分の今日の出来事というようなこと

を、いいこと悪いことも含めて、どこどこ試合に行って勝ったとかというようなことも、全部そういうして、先生が、それを全部目を通しておったら、今日、誰々さんと喧嘩したとか、誰々さんにいじめられたというようなことも書いておけば、すぐに先生が次の手を打って、そういうことは、あかんのんやでというようなことも含めて、やっぱり早期に発見、いじめとか不登校にも早くみつけることができると思いますので、それは続けて、やっぱり全員の児童生徒がしていただきたい。このように思っております。

それから、ここにありますように、C、Cと、この報告書の中でありました分、これらは、どんなんでC、Cで、どう言うんですか、ある程度、努力したんでしょうけれど、向上していないんじゃないかというふうに、我々素人では思いますので、そこらへんは、どんなんですか。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 先ほどの答弁でも述べさせていただきましたが、特に、地域教材の掘り起こしというのが、やっぱり時間のかかることですし、こういった事例があったとしても、それを教材として使うのは、やっぱり文章にして子供たちに読ませるので、その文章自体も作らないと駄目というケースがあります。

何年か前に、佐用町学校でも文科省の指定を受けて地域教材を作ったんですが、その文章を作るのにも、ものすごい時間かかりますし、そういったことで、何年かかけて作るべきものだと思います。

普通に、よく新聞記事なんかで、こういう記事があってどう思うというのは、学級指導なんかでもできると思いますが、道徳の授業として使うというのであれば、なかなか時間のかかることですし、とりあえず去年度、今年と教科書ができましたので、その教材をどういうふうに教えるか、それプラス兵庫県独自に副教材というのもありますので、それも入れながら道徳教育を目指しておりますので、その教材をいかに進めていくかを、まず最優先に去年度から今年にかけてはやっておりますので、なかなか、そっちに力を注ぐ時間がないのが現状です。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 6 番の中で、トライ・やるウィーク、今年は、そういうコロナの関係で、全員が各事業所に行って、そういう体験があったと、できなかったように述べられましたけれど、これやっぱりトライ・やるで、自分が行って、お父さんやお母さんは、これだけ社会へ出たら仕事をして、えらい目に遭っているんやなということも十分分かりますので、そこらへんについては、これは私は、すごい素晴らしいことだと思います。

ですから、生徒自身も、そういう体験をすることによって、自分は、これは向いておるなと思ったら、そのほうに進路を決める 1 つの糧にもなると思いますので、やはり引き続き、こういうようなことは大事なことでありますので、感想文も書かせて、やっぱりこうやって、お父さんやお母さんが、こんなに働いてえらい目に遭って、自分たちを育ててくれよんやなということが分かりますので、これは引き続きやっていただきたいと思います。

それから、8 番の GIGA スクールの分につきましては、これこれからということ、教

育長おっしゃったんですけれど、もう既にやっていかんとあかんのん違うんですか。そして、生徒たちは、いつからこれスタートでやっていくんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） GIGA スクールについての研修については、まだ、機材とか設備が、まだ、整っておりませんので、とりあえず1月下旬から2月ぐらいには、整い次第やっていきたいなど。

今、考えておるのは、そういうソフトを入れておりますので、佐用町は、SKYMENU というのを取り入れておりますが、その中では、これからの研修についてはワードとかエクセルについては問題なく、今も使えると思うんですが、遠隔での授業であるとか、そういうソフトを使ってのやり方であるとか、例えば、それぞれの書かせたものを、この子がいいから全児童にこれを見させるというようなやり方や、これを全児童に見させるとかいう配布のやり方とか、そういうソフトの使い方をしますので、4月から全部の教科が、すぐにそれがやりなさいというわけじゃなしに、教科の中で、こういう使い方ができますよというのを研修するだけですので、4月から全部を、即使えるかというものではないと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 今、教育長が、教材の資材が全部がそろっていないということでございますけれど、それら先生の分もそろっていないんですか。

先生が、やっぱり先行して、そういう勉強をしていって、その資材がそろった時点で、先生がすぐに生徒たちに、こういう格好で全体同じレベルの中で教えていくという、そういうようなことは、やっぱり、その先生が。その教材が、先生も入っていないんですか。そこれへんは。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 言われるように、先生の分も入っておりません。

中学校については、SKYMENU は、今、中学校入っておりますので、特に中学校については、それほど支障はないかなと思っております。

小学校についても、大まかな使い方としてはできておりますので、LAN の設備とかそういうのができ次第、研修を行いたいと考えております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） GIGA スクール、この国の試みは、小中学校の子供たちが、そういう勉強することによって、それを見ることによって、日本の事柄、歴史の事柄、そして、そういうことを発信したり、また、自分がもらったりできますので、これは素晴らしいことだと思いますので、皆が少しでも早くそれを身に着けて生かしていただいたら、さらに教育向上につながると思うし、その人の人間的にも成長できるのではないかと思いますので、ひとつ力入れて教えてやっていただきたいと、このように思います。

それから、地域の地産地消の問題ですね。これにつきましても、地元野菜を 32%使ったり、国産の分でご努力していただいておりますけれども、やはり作って提供されておる人も、自分が作った物を子供たちが食べてくれて、そういう佐用の中で、そういう自分たちの、やっぱり励みにもなると思いますし、また、子供たちも。やっぱり私は、少々よそと比べて、地元野菜が少々高くても、野菜とか物ですね、そういうやつを大いに使っていて、佐用の中で循環いうのか、回るような格好の中でしていただいたら作る人や提出される方も張り合いがあるし、また、子供たちも、さらによく食べて、元気になって、やっぱり食べんことには体も元氣になれませんので、ですから、町内のそういう作られた物を 32%よりも、もう少し上げてもらって、自然薯とか、そういう栗とか 100%の物もありますけれど、さらに、そういう向上目指してやっていただけたら思うんです。そこらへんは、どがいでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 町内には、地元の教師だけではなく、他市町の教師も勤めております。その教師からも佐用町の給食は、やっぱりおいしいというのは、やっぱりよく聞きます。給食センターも子供たちが喜びそうなことを工夫しながら作っていただいていることに、私たちも、ちょっと感謝をしておりますし、地元野菜を使うというのは大切なことだと思いますが、センターとしては、安定的な供給が、やっぱり一番大事ですので、この時はできて、この時はできないというのは、ちょっと、なかなか難しいとは思うので、そういったところができるようであれば、できるだけ地元野菜を使うように考えているというふうに思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 昨日の神戸新聞でも、そういう果樹とか野菜の三日月で発足しました。ですから、そういう人が勉強していただいて、さらに、そういうやつを使って、そして、また、佐用町の中で、皆が買っていただいたり、また、たくさん作っていただいて、達人ができていったらいいなと思っております。

それから、読書は、生徒たちは、一番多く読んでおる生徒は、何冊ぐらい年間読んでいますか。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 今、何冊読んでいるかというような統計的な取り方はしておりません。

できるだけ、いろんな本に親しむようにという機会はつくっております。

本の紹介コーナーを設けたりとか、長期の休みの時にあつては、必ず何冊以上借りなさいというふうにしたりとか、今回でも休業中で、途中、登校日とか設けた時も強制的に借りて帰るようなこともさせましたし、できるだけ、本を何冊読んだからいいというものではなしに、できるだけたくさん読むようにという機会を設けております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 私、学校へオープンスクールとか、何かそういう議員が何か視察とかあった場合には、必ず図書室へ寄って、生徒がどれだけ本を読んでおるのかなということで、貸し出しのん、ずっと見させていただきよんですよ。

そしたら、読んでいる子は、どういうんですか、15 冊とかって 20 冊の人もたまにはありますけれどね、やっぱり、ほとんど低いですね。

ですから、私は、全児童生徒に本を読んだ感想文を。そして、どのように感じて、どういうふうに、そして、その中で、いいものは、全生徒の前で、こういう本が良かったよとか。また、皆の前で、その感想文を、その子に読ませて、毎月、感想文を出さすようにしたら、最低でも 12 冊は読まんとかかんわけですね。そこらへんは、どのように思っていますか。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 本を読ますことは、私も重要なことだと思っておりますが、本を読んだら感想文を書かないと駄目というので、嫌になる子も、中には出てきておりますので、取り立てて、本を読んだら感想文を必ず書けとかいうような取り組みは、あまりしておりません。

ただ、長期の休みになると、じっくり本を読める時間もありますので、感想文を書かせたりというのはありますけれど、普段の中では児童生徒もなかなか本を読む時間がないとか、やっぱりほかの YouTube を見たりとかいう子供の趣向も変わってきておりますので、なかなか本を読む機会の時間がないのかなというのも現状だと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 感想文書くことによって嫌になるという子もあるかも知れません。

しかし、今日日、このインターネットで、みんなそれ手っ取り早いんで、いろいろ見たり、聞いたりして、本を読む機会がだんだん少なくなっています。

しかし、本の場合は活字で、そういう文字の勉強にもなりますし、外国の、アメリカの

ことやイギリスのことも分かるし、また、歴史のことも分かります。

ですから、私は本は好きで町の図書館へ行って 10 冊ずつ借りて、ずっと読んだりして、時間があったら、晩でも 11 時半ぐらいまで本を読んだり勉強はさせてもらっておるんですけどね。

やっぱり、本は昔のことでも歴史を振り返って、なるほどというようなことがあります。

そして、子供たちも小学校 4 年生で夏休みだけで、うちの次男、今住職しておるんですけど、240 冊読んで本読みチャンピオンで先生に褒めてもらったというようなこともあったりして、よく今でも本を読んだりして勉強していますが、やっぱり本を読んだら、なるほどなど。自分が読んだいい本を、「お父さん、これいい本だったで、また、読んでみい」って、買って送ってきよんですね。ですから、そういうようなのも、読んでみたら、なるほどなどということで、インターネットで、スマホとか調べれば、すぐ分かることでも、やっぱり活字としてしたら自分の頭の中にも残るし、とてもいいことだと思いますので、できたら、子供たちに本を読んだ感想文を月 1 回ぐらいは、嫌でも本読んでみいと、どんな本でもいいと。そして、それを習慣づけさせていただいたら、年間 12 冊は読むようになるんですよ。そして、全校生徒の前で、「この本は良かったで」というふうなことでしてやっていただいたらと思います。そこらへん、また、強くお願いしておきます。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 活字に触れるというのは、私も賛成だと思います。

図書委員会の本の紹介だけではなしに、例えば、国語で宮沢賢治の教材を勉強したら、この宮沢賢治さんは、こういう本もほかにも書いておられますよとか、そういう本の紹介をしたりして、子供たちが、そういった流れから本に向くようには教師も努めておりますので、そういったところで、取り組んでいけたらなというふうに思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） まあ、そういうふうに、1 つでも多く子供たちが、児童生徒が読んでもらって、本に、読書に愛着を持つのか、好きになるということをして、学校へ行きよる間からしていただいたらと思います。

それから、よいことをした場合、月間で全生徒の前で校長先生が、この月は、今、言うように、浅野さんは、本をこの月だけで 30 冊読んだよというような感じで、校長先生の表彰状を乱発していただいたら思うんですよ。

プロ野球は、月間 MVP って、その月だけでホームラン 8 本打ったとか、打率がごつつう上がったとか、打点よくした。そして、何勝上げたとか、そういうようなんしていますね。そやで、ああいう格好で、学校も取り上げてもらって、今、散々、議長から話が出ましたけれど、小深田選手が新人王候補に挙がっておるということで、本当に佐用の星として、佐用ヤンチャーズ（佐用スターズに 12 月 10 に訂正あり）か何かに入って、頑張って、ああいう、寝ておってできるわけじゃないんですけど、1 つずつ頑張ってやっていけば、ああいう、本当に、プロ野球のあんな外国人がおって、毎年、新しい選手が、どんどん、どんどん入ってくる中で、ショートのレギュラー取って、新人王候補にも挙がるということ

は、素晴らしいことだと思います。佐用では、かつて今までプロ野球に入った人もありませんし、ですから、そういうふうには、例えば、普段から見とおって、気がついて、いろいろごみでも学校に落ちているやつでも、生徒が拾いよったら、皆の前で、誰々さんは、よくこうやって頑張っておる。皆さんも、また、頑張りましょうというような、1つの皆、同じような感じでよくなっていくと思うんですよ。

ですから、そういうよいことした場合、月間 MVP というものを、何か、つくってもらうようなことはできませんか。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 表彰状を作るかどうかは、また、別問題として、褒めることは、褒めて育てることはいいことだと思いますので、全校集会であるとか、朝会であるとか、事あるごとに全校の前で集まった時には、褒めております。

例えば、「今日は、この集落の登校の並び方がよかったね」ということでも、必ず褒めておりますし、それから、地域から意見をいただいたことであつたりとか、そういったところで、タイムリーに、ちょっと褒めなあかんこともありますので、各学級で褒めたりとかいうことで、そういうことで、絶えず褒めておりますので、表彰状を出すというあれではなしに、そういった機会は設けております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） そら悪いことした場合は、叱らんとあかん場合もあるでしょうけれど、昔、私たちが学校へ行きよる時は、悪さばかりして、先生によく頭、げんこつかまされたり、ほっぺたはつられたり、ずっと立たされたりしたんですけど、今は、そういうような体罰的なことはできませんが、やっぱり褒めて育てるといふんでしょうか。そういうふうには、やっぱり褒めてやれば、そして、また、こういう1つの表彰状をもらうことによって、家へ帰って、子供がお父さん、お母さん、こういうふうには、校長先生から、こうやって褒めてもらって、こんな表彰もらったでと言ったら、1つの家庭内での1つの明るいニュースとなって、やっぱり、その子が、また、頑張らんなんという気になってくると思いますので、それは何とか考えて、校長会でも、そういうような、何か、そういうふうなことやってみようかというようなことでも、教育長から投げかけてもらって、ひとつやってもらいたいと思います。そこらへん、いかがですか。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） それぞれ、クラスでも表彰状は出したり、各クラスではやっております。

ただ、あまり学校全体として、校長が乱発するというのも価値がどうなんかなというの思いますし、特に、これは全校の前で褒めてやったらいいなということについては、や

っぱり、それなりの対応はしておりますし、そういったことで、小さな積み重ねですることも大事だと思いますので、学校としても、今後、そういったところで、絶対このことは、滅多にないことだというのであれば、また、そういったことも考えた方がいいのではないかなというふうに思います。以上。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 子供たちは、私たちもそうですけれど、一足飛びに 10 段飛び上がったり、そういうようなことは、なかなかできません。ですから、目標を持って、1 日に 1 段ずつでも上って、その目標に近づくように。すから、体を元気にして、元気でなけんと、やっぱり勉強も世の中へ出て仕事もできないと思います。

ですから、私は、子供に、あらゆるスポーツさせまして、甲子園球場のある武庫川の河川敷へ連れて行って、3 人とも、どんどん、どんどん 20 分走らせたんですよ。

ですから、そういうふうに、学校でも、例えば、音楽かけて、朝、その子に応じたように、10 周でも、3 周でも 2 周でもさせるような感じで、元気にさせていたきたいと思います。

このことにつきましては、以上で終わらせていただきます。

それから、第 2 のコオロギによる町おこしはできないのかというテーマに入らせていただきます。

石井で神戸大学の先生がコオロギの食料化の研究をされております。

毎日、いらっしゃらないと聞いていますが、どこまで進んでおるのでしょうか。

提言しますが、コオロギをつくだ煮や、されておるとは聞いたんですけど、いろいろな食べ方を研究、皆さんからもち大豆のように食べ方や料理方法を募り、佐用町の特産物として、広く町おこしの一環としてできないでしょうか。そこらへんについて、伺っていきます。

議長（石堂 基君） 庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、そこから、一般質問に対しまして、お答えさせていただきますけれども、まず先に、教育長からの答弁がございましたけれども、本 12 月議会におきましては、6 名の議員の皆さんから一般質問の通告をお受けしております。今日、明日、2 日にわたりまして、お答えをさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、岡本議員からの 2 つ目のご質問でございます「コオロギによる町おこしはできないのか」というご質問に対してのお答えをさせていただきます。

現在、旧石井保育園跡地の利活用につきましては、昆虫学者で神戸大学名誉教授の竹田真木生先生が代表を務められております神戸市の「ムシの恵み社」から平成 28 年 12 月に石井保育園跡地の利活用希望の申し出がござまして、平成 29 年 1 月に地域活性化支援会議によるプレゼンテーション審査を行い、その後、石井地域のみなさんとの協議を経て、平成 29 年 6 月議会にて、保育園跡地の無償貸付けにかかる議決をいただいたところでございます。

このムシの恵み社は、既に、海外においても商品化もされているように聞きますけれども、食用コオロギの研究施設「昆虫資源研究所クリケット・ファーム」を開設をされて、昆虫資源の食料化のための基礎的な技術の確立に向けたコオロギの飼育を、地域の方にもアルバイトで協力をしてもらいながら、実施をされております。

現在、飼育されているコオロギは4種類で、食用としては、たんぱく質やカルシウム、鉄分などの栄養が豊富に含まれ、哺乳類と比べまして感染症のリスクが低いなどの利点が挙げられております。

また、餌として町内の豆腐屋さんからのおか راを与えるなどの工夫もされて、くせのないおいしいコオロギになることを目指しておられ、本年10月には、佐用町産コオロギの佃煮「さよの秋」を商品化し、インターネットや一部専門店で販売をされているほか、本町のふるさと納税のお礼品としても取り扱いを始めたところであります。

その他、「こおろぎカレー」も近々完成する予定とのことで、これらも、ふるさと納税に登録する準備を進めているところでございます。

しかしながら現在のところ、コオロギの飼育はコストが高いため、今後は、コオロギを安く大量に販売できるように生産コストを下げ、まずは、ビジネスを軌道に乗せていきたいとのことでございます。

あわせて、昆虫食のイベントを通して、佐用町の自然にふれあう機会を提供することで、地域の活性化に貢献しつつ、本町の里山と生き物の多様性を守りたいということで活動をいただいております。

現段階において、町が直接、この恵み社に参加をして、共同でコオロギを活用した商品の開発や、その販売といった事業を行うというような取り組みの予定はございませんが、先ほど、申し上げましたように、ふるさと納税の返礼品として採用するなど、他の学校跡地利活用事業者と同様に、この事業を発展をしていただき、また、それが、地域おこしにつながるよう、町としては、側面的な支援を、今後、継続して行っていきたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 今、町長から答弁がございましたけれど、今、10月ぐらいから、そういうふうにコオロギの販売もできたということでございますけれど、これ、何人の方が、そういうコオロギの餌やったり、そういう普段からの、それは、何人ぐらいの雇用、パートであろうと思うんですけど、されておるんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 町内からお一人の方にアルバイトとして、そちらのほうの協力をいただいております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 1 人で、それだけ間に合うのかな。私も、分かんのですけれど、そして、佃煮なんかで出したり、ふるさと納税で返礼品と、そういうお礼品としていうことでございますが、10 月からどれぐらいな数量の方に、そういうような物を送ったんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 11 月 21 日から受付を開始しまして、現在のところ 3 件、その希望がございまして、お送りしております。

1 万円の寄附に対して 3,000 円程度分の返礼品として、お送りをさせていただいております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 前に広島で、あるほかの仕事の業者がコロナで、そういう売り上げが落ち込んだ時に、今、こう私が言っておるコオロギによって、佃煮に出したり、いろいろコオロギの食べ方の研究ですね、それ、ものすごく売り上げがあって、前しよったんよりも、たくさんの売り上げがあって、コオロギが、その会社を救ってくれたというふうにテレビ、NHKでもやっておりました。

ですから、そういうふうに、たくさんのコオロギが商品化できて、佐用町もコオロギによって町おこしができるんじゃないかというふうに思ったりしております。

日本の食料自給率はカロリーベースで 37%でございます。ですから、世界でシリア難民とかミャンマーなんかでも迫害受けたりして、そういう難民の方や北朝鮮の方でも三度三度の食事、ご飯が食べられていないというようなことで、多分、こういう食料の不足の場合も出てくるんじゃないかと思うんですね。

ですから、世の中が落ち着いて金さえ出せば、どこからでも物を、食料を手に入れるということは、できるんですけれど、各こういうようにコロナなんかで停滞して食料が動かなくなったりした時に、やはり、そういう 1 つの、やはり日本は、どう言うんですか、ほ場整備したいところでも歳がいつてつくれなくなったということで、草ぼうぼうのどこや、放ったらかしのところがたくさんありますので、ですから、やっぱり、そういう 1 つのものに何かこういうようなコオロギも含めて、食料自給率も高めて、せめて 50%以上になるぐらいまでカロリーベースでも持っていかなとあかんのんじゃないか思います。

ですから、まだ、今のところお話に聞けば、現在 3 件で、まだ、一歩踏み出したというところかも分かりませんが、やっぱりもう少しペースを速めていただいたりしながら、この町おこしの一環として、これを成功させていただいたらなと、このように強く思っているところでございます。

服部企画防災課長のほうで、そういうふうに援助していただいて、それが、さらにもう少し拡大いうのか、たくさんできるようなことで、今のところ、どういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今、岡本議員からのお話のように、目的としては、そうした今後の地球規模での、そうした食糧危機というようなことにも備えて、この竹田先生は学者であります。その学者として、そうした昆虫食、特に、コオロギが飼育がしやすいのではないかと。また、大量に飼育ができる可能性があるということに着目して、研究をされているところです。

ですから、将来的には、そういう大きな期待、希望を持ってやっていただいておりますけれども、やはり、それにはどうしても、食品会社というような企業が事業に参加をしていただくような形がないと、大量に生産をするという、また、それを販売していくということが、企業化する、事業としての継続が難しいということであろうかと思えます。

現在においては、今、先ほど、答弁させていただいたように、小規模ではありますがけれども試作品をつくり、それを少しでも、今、消費者に、実際、届けて、それが、一般化して消費者の皆さん方に評価がいただけるようにということでの取り組みもさせていただいておりますので、将来的には、そうした企業が参加していただければと思いますし、町としても、そうした企業の問い合わせとか、また、そういう面での支援もしていきたいなというふうにも思っております。

こうして、今は小さな規模で、地域の人たちも協力をいただいて、継続して取り組んでいただいておりますので、当面、そうした地道な取り組みに対しましても、町としても支援をさせていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 今、町長、おっしゃったように、これからさらによくしていきたいということで、そういう業者も募ってということでございますので、インターネットなんかで発信して、その事業に参加する企業なりみつけて一緒に共同でというようなことでもいいと思います。

そして、さらによく言うのは、地元の人を、さらに少しでも雇用していただいて、さらに、これが1つの佐用のコオロギということで、全国に知れ渡るような格好で頑張っていただきたらと思います。

これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（石堂 基君） 岡本義次議員の発言は終わりました。
続いて、9 番、金谷英志議員の発言を許可します。

〔9 番 金谷英志君 登壇〕

9 番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。

私は、森林整備計画の具体化について伺います。

令和元年度から 10 年間を計画年度とする『町森林整備計画』では、本町の森林面積は 2

万 4,899 ヘクタールで、総面積の約 8 割を占め森林に恵まれている。森林面積のうち、民有森林面積は 2 万 4,659 ヘクタール、杉・ヒノキを主体とした人工林の面積は 1 万 2,229 ヘクタールで人工林率は約 5 割となっている。また、人工林の齢級構成は、9 齢級以上のものが 8 割以上を占めており、本格的な利用が可能な高齢級の森林を、有効的に活用できる森林整備を行う必要があると現状を分析しています。

計画の中では、森林の有する多面的機能を「水源の涵養」「災害の防止及び土壌の保全」「保健文化」「木材の生産」に分類し、それぞれ維持増進を図るとしています。『計画』の実施に向けての課題とその具体的施策について伺います。

木材の生産機能の維持増進では、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するとしています。これの具体的計画と課題はあるか。

森林施業の共同化の促進では、森林施業を効率的に実施するため、施業の共同化を図り集団的な作業量を確保し、合理的な林業経営を推進するとしています。これの具体的計画と課題はどうか。

受託を受けて行う森林の施業、または経営の実施では、森林経営の長期の受委託を促進するとともに、森林施業の集約化を図るとしています。これの具体的計画と課題は。

林業に従事する者の養成及び確保での具体的計画と課題は。

林産物の利用促進では、齢級配置から考えて、間伐材の商品化及び需要開発を促進するとしています。この具体的計画と課題の把握はどうか。

以上、具体的施策を伺います。

議長（石堂 基君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からの 1 点目のご質問であります森林整備計画の具体策はについてのご質問にお答えをさせていただきます。

町森林整備計画は、議員もご承知のとおり、国が定める全国森林計画及び県が定める揖保川地域森林計画に適合させて策定するよう森林法で定められておりますので、どうしても総花的かつ抽象的な表現にならざるを得ません。そのため、平成 26 年には町森林資源活用計画という町森林整備計画を具体化した佐用町独自の計画を樹立し、現在の森林行政の基本としていただいております。さらに、今年度には、その森林資源活用計画の評価を行った上で計画の見直しを行い、それに代わる「森林ビジョン」を策定をしているところでございます。

また、令和の時代に入り、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律や森林経営管理法が施行され、森林行政を取り巻く環境は、大きく変化をしております。

これらを踏まえた上で、議員の質問に対しましては、策定中である森林ビジョンにおいて検討している内容を中心にお答えをさせていただきます。

まず、1 点目の、木材の生産機能の維持増進における、具体的計画と課題についてでございますが、森林施業の基本形を示しているものでありますが、本町においては、作業道の作設による搬出間伐を推進しております。これは、造林事業に対する国の補助メニューで最も有利になることと、主伐再造林は鹿の食害のリスクが高すぎることを考慮したもので、国及び県が積極的に推進している施業形態でございます。森林施業の集約化や路網整備については、森林経営計画制度に基づく造林事業で実施をしております。さらに、

スマート林業の推進と施業の効率化のため、林業事業体の高性能林業機械の導入に対する国県補助への上乗せを行っているところでございます。

課題としては、人工林のほとんどが主伐期を迎える中、主伐再造林を進めていかなければならないところでございますが、材価が低迷をしている現状では、主伐の収益金で再造林費用、いわゆる植林の費用を到底、捻出できるものではありませんし、森林所有者が費用負担をしてまで再造林することも、現在では考えられません。さらには、先ほど申し上げましたように鹿の食害対策も大変難しく重要であります。また、高齢化、大径木化が進む広葉樹林についても、森林の若返りのための更新、整備を進めていかなければならず、これらの課題の解決策を模索をしているところでございます。

次に、2点目の、森林施業の共同化の促進における具体的計画と課題についてでございますが、林業事業体はこれまで佐用郡森林組合の1事業体しか町内には存在をしておりませんでした。新たな民間の林業事業体の参入を促しながら、事業体間の連携による施業の効率化や合理的な森林経営が推進できる環境を整えていこうとしているところでございます。具体的には、森林作業道や高性能林業機械の共同利用などが考えられますが、町全体の原木出荷量が増大することから、出荷の共同化により付加価値を高め、原木の販売価格を高めることができないか、検討をしていきたいと考えております。

次に、3点目の、受託を受けて行う森林の施業、または経営における具体的計画と課題についてでございますが、現在では森林経営計画制度において、森林所有者から作業を受託をし、森林施業を集約化しているところでございます。当面は、この制度により、面的に森林整備を推進してまいりたいと考えておりますが、昨年は森林経営管理法が施行され、新たな森林経営管理システムによる森林経営が可能になりましたので、これらの制度をうまく運用しながら、長期的に持続可能な森林経営を推進できる独自のシステムを検討していきたいと考えております。

次に、4点目の林業従事者の養成と確保という点についてでございますが、各事業体において緑の雇用制度を活用した雇用を進めていただいているところでございます。また、県においては森林大学校を設置し、林業従事者の育成を推進されておりますので、そこと連携をしながら進めてまいりたいと考えておりますが、行政としては、新規の雇用が必要となるような森林整備事業の拡大が必要であるというふうに考えております。

今後も、国や県との連携を図りながら、従事者の養成、確保に努めてまいります。

最後に、5点目の間伐材の商品化及び需要開発における具体的計画と課題についてでございますが、町内においては、大規模な製材所がないことから、人工林の6次産業化は非常に困難でございます。また、町内の約半分を占める広葉樹の再生・整備を進める上で発生する原木の活用も考えていかなければなりません。現時点において、具体の施策はお示しすることはできませんけれども、今後の検討課題であるというふうに認識をしているところであります。

以上が質問に対する回答でございますが、そのほか、森林整備の推進のために必要となる基礎データを、今年度から来年度にかけて航空レーザ測量により整備しております。さらに、先ほど申し上げました森林ビジョンにおいて森林行政全般の計画を策定しているところであります。ビジョンでは、基本的な考え方をまとめ、具体施策をお示しする予定でございますので、この計画を樹立するまで、もう少しお待ちいただきたいと思います。

今後の森林行政を進める上で、「災害に強い森づくり」、「生業（なりわい）による持続可能な森林整備の推進と山元への還元」、「将来に向けた森林の経営管理の確立」を基本理念として、森林整備を今後とも進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 農林水産省、林野庁なりが、今の現状をどういうふうに捉えているかということですが、農林水産省の委員会調査室では、現在の林業は、木材の価格の低下により、立木を伐採して販売しても、伐出コスト等を差し引くと森林所有者の手元にほとんど利益は残らない。町長が、先ほど、答弁されたように、こういう現状です。そういう厳しい現状に置かれている。原木の販売で利益が出てこないことには、森林所有者に積極的な木材生産を行う意欲を失わせ、十分な量の国産材が市場に出てこない。これは、町長、同じような現状認識であります。

それから、山村の状況について、林業白書の中で、令和元年度に出された林業白書ですが、山村の現状として、山村は、住民が林業を営む場であり、森林の多面的機能の発揮に重要な役割がある。林業は、雇用の確保等を通じて山村の振興に貢献しており、山村の活性化のためにも林業の成長産業化が必要ということで、町でも計画立てられ、ビジョンを今後立てられるということでもあります。こういう点では、国の方針と、それから、町長の認識も一致しているかと思います。

それでは、具体的にお伺いしたいんですけど、人材の育成のところですが、初めに、町長も言われましたけれども、路網整備を、搬出することを基本とするということですから、路網整備の前提として路網設計の知識・技術の体系化が求められる。流域単位で基幹道と作業道をバランスよく組み合わせ、設計しなければならないが、路網の設計に熟練した人材が不足しているのが現状であると、こういうふうに農林水産省の調査室の中でも述べているんですけど、この人材、路網整備する上で、ある程度、森林組合なり、ある程度、技術的には路網整備なりの技術が、そういう人材の育成は、どういうふうにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） これ全てにつながっているんですけど、やはり、この現在の林業が、木材価格が、これだけ低迷すると、なかなか林業を事業として、これを利益を上げて成り立たせていくことが、非常に難しいと。だから、今現在、補助制度を活用しながら、実際、なかなか生産性から見れば赤字にならざるを得ないものを、何とか、この施業をすで行っているということです。

ですから、将来に向けて、これを山村のこれからの新しい雇用を生み出すような施策に持って行くという、その計画、方針は、当然、そういうことで計画の中にも盛り込んでいくわけですが、ただ、その前提となる、その林業の現状が、非常に、そういう将来の見通しが立たない、将来、これが産業として樹立して成立していくというところが、そうした見通しが立たない中で、そこに関わってくる従事者、そして、技術者、そういう人たちを育成をするといっても、やっぱり、そこに関わる人たちも将来への見通しがないと、そういう方の人材というのは、そこに集まって来ないわけです。

だから、そういう中で、じゃあ、今、努力しているのは、公的な、そうした管理を、今後とも継続をしていかざるを得ないし、この面では、林業、木材、そのものを資源と、木材

そのものの資源だけの価値ではなくて、環境面とか防災面、そういう面での山林の役割、機能を高めていくという点において、今後とも山を整備管理をしていくということを、1つの大きな目的としてやっている現状です。

そのために、佐用町内においての林業見ていただいても、やっと民間の林業を1つの事業としてやっていこうとする事業者が参入をしてくれておりますけれども、なかなか、それが次々と新しく、そういう企業が生まれてくるというような状況はありませんし、佐用郡の森林組合という、公的な責任を持った団体、この森林組合が、その役割を、ずっと、これを担っているという状況です。

そういう中において、森林組合の中にも、新しい、若い職員を採用して、養成をしていこうということで、今年から職員も採用をさせていただきました。

さらに、これを進めていこうとすれば、まだ、その事業量から見て、たくさんの方を採用していくという、養成していくだけの力はありませんけれども、少しでもそうした若い人材を、やはり、この技術者の養成といっても、学校なり、そういう教科書だけの勉強で、なかなか現場の状況を、きちっと判断して、路網、作業道なんかを開設していくというような設計が、すぐできるわけではありません。だから、現場もよく経験をしながら、勉強を積み重ねて、経験を積み重ねていかないと、そうした技術というものが身につかないということでもありますので、相当やっぱり時間がかかるんですね。

ですから、そういう時間がかかること、それを前提に、できるだけ、そういう、今、努力をしているという現状、これはご理解をいただきたいと思いますし、そのために、林野庁や農水省に対しましても、さらに今の森林環境税、こういうものが1つの財源となって、そういう活動にも、これを財源として、ある程度持続して使えるように、まあまあ、そういうこともお願いをしているところであります。以上です。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 林業事態が、スパンの長い、9 齡っていうて、佐用町で多い9 齡級以上が増えているということですから、50 年、60 年たった木ということですから、全体の、先ほど、町長の言われたように、伐採して、植林して、間伐してと、そのサイクル自体が長いですから、そういう中で、基本的に人材、初めの計画立てる上では、私、人材の育成が必要かなと思います。

それから、集約化についてお伺いしたいんですけれども、それこそ、路網整備や間伐や森林を一体的にやるためには集約化が必要ですから、町長も所有者を集約して、それを一体的にやるという方針ですけれども、この集約化の中で、課題として上げられているのが、所有者が不明な森林、境界が不明確な森林の存在が施業集約化の問題であるというふに林業白書でも述べているんですけれども、この中で集約化、リモートのヘリコプターで、飛行機ですするような、それも全体を見てということも、そういうことも進められているわけですけれども、施業の集約化の課題は、町長、どういうふうに認識されていますでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵逄典章君） 施業、山の管理を集約化と言ったら、効率的に行っていくためには、面的にどうしても広く効率的な施業計画が立てれる状況に、まず、整備をしなきゃいけない。

そのために、今、個人所有者、非常に佐用町の以前から申し上げておりますように、山林は細かく区分された形で所有形態がなっております。それが、たくさんの森林所有者の皆さんの、まず、参加、同意を得ないと、面的な広範囲な計画ができないということで、一番いいのは、これが森林所有者がきちっと管理をしていただきながら、皆さんが、それに参加をしていただける、手続きが簡単にできれば一番いいんですけども、森林そのものが管理が長くされていないし、所有者が不明であったり、また、所有地が、なかなか確定ができないとか、そのために現在の地籍調査を早く進めたいということで、地籍調査事業に力を入れてきておるんですけども、それもなかなか進まない。

そういう状況の中から、今回、リモートセンシング、詳細な図面、地形図をつくって、その地形、図面によって、森林所有者に対しての説明を行えるように。それが、最終的には現地で立会いをしても、なかなか分からない中で、地形的なものを持って、地籍調査事業を、まず進めていこうということと、それと、先ほどの所有者が、全ての山がいったんにできるわけじゃないんですけども、一体的な管理をするための計画に参加していただく、その基礎材料、そういう資料を早く整備をしようということが、今の取り組みの目的であります。

それと合わせて、そうした、今、それを行っていこうとしても、今度は、それを実際に施業する体制、それが、非常に、今、人材の不足、事業者が高齢化もしておりますし、新たな、そうした参入ということで、先ほど言いましたように、民間企業も若干そうした取り組みをしていただいておりますけれども、そこにおいても人が、それだけ、なかなか確保できない。そのために、効率化を図るために、まず、できることは、機械、高性能の林業機械、そうした作業機械を導入をしたりして、今、効率化を、そういう施業の効率化、そして、事業量を確保するための取り組みも、一方ではしております。

そういう両方の課題があって、今、2万4,000ヘクタールの佐用町の森林、なかなか、これを年間、例えば、100ヘクタールずつの事業を行ったとしても、本当に何十年、何百年とかかってしまうんですね。ですから、全部の山を、きちっと管理することは、非常に難しいですけども、できる限り可能なところを、効率化できるところを選び出してきて、そうした事業に継続して取り組んでいこうということで、今、計画を進めているということになります。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 個人所有の山林を集約していくということ、なかなか前から、これ課題であったわけですけども、今、国でも進めているように、国ではICTを活用して森林資源の把握。それから、今、佐用町でも取り組んでいる航空レーザー測量による森林資源情報の地形データや、その活用。それを踏まえた上で、その集約化に、これ国としても、町としても同じような方向だと思うんですけども、その上で、作業者がということは、また、後の問題としても、集約化の課題としては、なかなか、この間の森林所有者のアンケートの中でも任せるといような方が、あんまり自分の持ち山に対して関心がないというようなこともありましたから、そういうふうな方に対して、集約化のモチベーションを上げるというか、動機づけになるような施策は、ちょっと、もっと踏み込んで、町長、何

かお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） こうした長く森林、木材を取り巻く環境というのが変わらず低迷をしてきて、所有者そのものが、自分たちが本当に山で苦勞されて、育てられた年代から次の世代に移ってきております。そういう意味で、山もほとんど行ったことがないとか、知らない方が現在の所有者という現状がほとんどです。

だから、そういう中で、やっぱり関心がないというのが1つの一番大きな、関心がないということは、そこから利益を得る、収益を得る、今のことが、もうほとんど考えられないと。そういうことを諦められてしまっているというところにあるわけです。

ただ、そういうのは言っても、それを放っておくと、先ほど、いろいろと、今、災害を含めて大きな問題が起きますので、管理をしていくためには、先ほどの話の中でも集約化ということを進めているんですけども、佐用町においては、そうした集約化をするための関心を持っていただく施策として、今、その森林計画に参加をしていただく方に対しての山に対して、ヘクタール当たり5万円の推進奨励金を支給しているんですよ。こういうことをしてやっているところというのは、県内にはありません。

結構、やっぱりこれは、皆さんにお話をする時に、その山が管理をされていなくて、実際には、出荷をしたり、間伐をしたもので市場に材を出して生産しても、赤字になったとしても、5万円は保障するというのは、非常に皆さん喜ばれますし、話の中では大きな力になっているというふうに思っております。

それに加えて、できる限り、今、効率化を図ることによって、生産をして、間伐した材もいい物は、それなりの値段で、当然、販売をして、それによって利益が上がれば、これは補助金も入れた中での利益ですけども、それは山元、山主さんに、また、お返し、支払っているということで、少なくとも、いい大きな山になってくると、今まで全くお金にならないと思っていた物が間伐であったとしても、そうしたお金が入ってきた、得られたということで、これがまた、みなさん、そういうことが、ほかの人にも伝わって行って、こういう事業に参加をしてやれば、それなりに、山も全くお金にならんとと思っていたものが、そうした収益が上がったと、お金になったというふうなことにもつながっております、それ以上、なかなか町もこれ、かなりの負担になっておりますので、今の町としての森林に対する、施業に対する施策としては、これをもっと皆さんに知っていただくということ、そして、それに参加していただくということ、これを継続していくということですね、こういう形で進めたいなと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 林業従事者の育成についてお伺いしたいんですけども、林業従事者については、全国ですけども、昭和55年が14万8,000人。平成27年では4万5,000人と、林業に関わる方が、従事者が減っている。その中でも高齢化率が25%上がっているというような、平成27年度の状況では、こういう状況です。

その中で、林業労働者の確保や育成、所得の向上、労働安全の確保が課題となっている。

先ほどの町長の答弁の中でも、林業全体ですけれども、県の森林大学校なり、それから、緑の雇用事業等を通じて、その雇用を確保していくということですが、緑の雇用、今現在の状況をお伺いしたいんですけれども、緑の雇用事業では、新規就業者の確保育成と、林業経営体の収益性改善や高度技能者の育成等による林業労働者のキャリア形成を通じた所得向上の取り組みを推進するというふうになっているんですけれども、今、現状で緑の雇用事業で、町はどのようなふうに取り組んでいるのでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） 緑の雇用事業につきましては、町が取り組むという形ではなくて、その林業事業者の方が、その補助金を利用して雇用していただくといった形でございます。

ですから、内容につきましては、町のほうで詳しくは把握しておりません。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 先ほどの答弁の中でも県の森林大学校なりと連携していくというふうなこともありましたが、これ雇用の問題だけではなく、林業の施業全体の県立の大学校では取り組んでいるわけですが、県の森林大学校との連携は、今後、取り組んでいくという町長の答弁でしたけれども、具体的には、どのようなふうな形で一緒にやっていかれるとしているのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） なかなか森林大学校に、町が直接関わって、その人材の育成を、例えば、町の実習生として受け入れて、また、それを養成していくということまでの取り組みは、当然、できておりません。

ただ、そうした人材を、町が必要である、何とか採用したいというような時に、森林大学校のほうにも、そうした方の紹介をしていただくと、依頼をするというようなことで、その森林大学校で、いろいろ学んだ方、その森林大学校の学生も、いろいろな当然、一人一人、個人個人違いますから、例えば、町として必要な人材として、直接現場で木を切って搬出するような現場作業員としての雇用、人材と、それから、それを管理をし、また、先ほども話でありました作業道やそういうものを設計をしたり、そうした補助事業の申請をしたり、計画をつくったり、そうした管理をしたりする仕事と、かなり当然、仕事の内容が違いますので、それに応じた人がいるかどうか。

今のところ、なかなか、やはり森林大学校のほうに問い合わせして、いろいろと聞いて、そういう方を探していても、すぐにそうした町が希望する、求める人材というのは、やはりマッチしないというところもあります。

県内の森林組合においても、そういう当時、森林大学校も卒業生が何期出ましたかね、

それぞれ何人か採用を、そこからしておりますけども、そうは言っても、じゃあ、毎年、毎年、その事業が拡大していった人の採用ができればいいんですけども、なかなか、たくさんの人を毎年採用するというわけには、どこの森林組合なんかもできません。

そういう中では、緑の雇用なんかを活用しながら、一般の民間の林業体なんかも、当然、事業として事業拡大をしていく中で、そういう人材を採用していただければいいんですけども、なんせまだ、基になる木材のそうした環境が、価格が低迷して、需要も非常に限定をされている中では、非常にそのへんは、逆に大学校で養成しても、それをすぐに、そこに採用するということは難しいという、そういう現状も聞いております。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 間伐材の利用、利活用についてお伺いしたいんですけども、木材の需要、需給構造については、2018 年の資料ですけども、製材用材が 31%、合板用材が 13%、パルプ・チップ用材が 39%、燃料材として 11%、こういうような需要構造らしいですけども。

それから、林業白書の中で、非住宅や中高層分野にける木材の利用を言うことで、木質耐火部材や CLT 等の木材を建築材料に使うための製品・技術の開発など、中高層分野や非住宅分野で木材を利用できる環境が制度や技術面において整備されてきたと。

こういうふうな間伐材に限らず、A 材についても使える、CLT なかでしたら、それこそ重ねるやつですけど、間伐材みたいなのが利用可能かと思うんですけども、そういうふうな技術的にも、制度的に、こういうふうなことがなってきたと。

間伐材の需要先ということで、町長、こんな制度が技術面で整備されてきたということについては、これも新たな需要先かと、私、思うんですけども、町長は、どういうふうにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 日本の森林が 50 年、60 年の樹齢になってきて、非常に大径木化しているわけですね。そうすると、大きな木材、径木の木材の活用、利用というのは、特に、なかなか活用先がない。合板材料として出すしかないというようなね。

昔は、太く大きくすれば高く売れると言っていたものが、全くそれが逆になってしまっております。

そういう中で、何とかこの活用先、利用を高めないと、当然、その木材の価格が維持することができないということで、新しい技術を、それぞれの林野庁やいろいろと木材関係者が考えていった中で、CLT なんかの技術というものは、ある程度確立し、また、それに対する使用に対する法的な規制も若干、それが改正されてきたい環境はつくってきているんですけども、実際、私は、今の状況では、これが木材のもともとの利用拡大には、そんなにつながらないというのは、やはり価格の問題が、そこに大きくあると思います。

木材を使うことによって、安くいい物ができれば、もっともっと使うんですけども、今回、今の CLT なんかも使っても合板、集成材で物をつくる、建築を行っても、非常にほかの材料と比べるとコストが高いというところがネックです。

今、特に、このコロナで木材需要が非常に低迷をして、価格も下がりました。それを、何とか下支えしているのは、バイオマス燃料。これによって、量的にも下支えをしてきた面があるかと思います。

ただ、燃料ですから、燃やしてしまうわけですから、本当にもったいないことで、それに価格的にも、今、兵庫県で、私たちが森林組合でやっているのは、立米 6,700 円という金額、価格です。だから、それでは、採算が全く合わない。

ほかに用材として材料を出して、その余分な悪い材料を、物を販売することによって、全体で作業工賃を生み出してくると、事業として利益を生み出してくるという構造ですから、もともとの需要が上がってこない、この燃料だけを増やしていくという、これはまた、事業として継続していくことは非常に難しいところがあるわけです。

新しい技術等も、それは確立して、これにある程度、将来的には、そういうことを目指して、利用の増を目指しているわけですがけれども、そう簡単に日本の今の現状、社会の中で木材が活用、利用されるという状況は生まれてこないというふうに、私は、悲観的なんですけども、見ております。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 林野庁なんかで取り組んでいるのが、1 つは、木質のカスケード利用というのがあるらしいんですけども、カスケード利用というのは、木材を多段階で利用して、木材を建材等の資材として利用した後、ボードや紙材等の利用を経て、最終段階で燃料として利用するというふうな、林野庁なんかでも、これカスケード利用を今後推進していこうと、利用できるものは全て利用するという、そういう方針らしいんですけども、最終的にバイオマスとしてバイオとして、燃料として利用する。燃料としては、最終段階だと。使えるものは使うと。紙として使うし、その木材の先ほど言ったような CLT なんかに合板や、そんなんがチップなんかに使うということですから、そういうふうにした、カスケード利用ということを推進しているようです。

木質バイオマスの利用に当たっては、カスケード利用を基本としつつ、製紙、パーティクルボード等の木質系材料としての利用を進める。そして、木質バイオマス発電施設における未利用間伐材等の利用、地域における熱電併給システムの構築、チップ・ペレット・まきなどを燃料とする高性能のバイオマスボイラー、家庭用ストーブ等の導入・改良や普及を図る。なお、木質バイオマス発電施設等の設置に当たっては、安定的な燃料調達が可能になるよう検討するというふうなことで述べているんですけども、こういうふうなバイオマスを利用すると、今、本町でも日本海水なりに燃料として供給しているという面がありますけれども、それと同時に、林野庁が進めている中で、地域内エコシステムというのがあるらしいんですけども、地域内の森林から生産したまき等を自ら施設に搬入して、それを温浴施設、医療・福祉施設、公共住宅等の熱利用施設に薪ボイラーを導入して熱供給をするというふうに転換すると。重油から、灯油から、熱の燃料を転換するというふうな地域内エコシステムというのでも林野庁では推進しているようです。

1 つの供給、売り先として、地域内でそういうふうなまきなりチップなりをするためにも、地域内のとりあえずは町内の福祉施設なり大きなまとまった熱を使うところに対して、地域内につくったまきなりチップなりを燃料として使うようなシステムが、そういう林野庁でも考えられているようなんですけれども、これについては、町長、どういうふうにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 国もいろいろな計画を打ち出して、何とか活用を、利用を図ろうということで研究されているんですけども、ただ、木材、木を育ててきたものを、これを燃料にするというのは、先ほど言われたように、本当に燃やすために育ててきたんじゃないので、活用して、最後に木は燃料として使うと、これが本当の流れだと思います。

ですから、もともとの用材として、また、建材なり、ほかの利用で、ちゃんと使うことができることを考えなきゃいかんのですけれども、それが無いから、こうした問題が、今、起きております。

私とかがやりました太陽光発電なんかの架台に木材使ったのも、木材を使って、その 20 年後、それが廃止になった時に、すぐにそれを、また、燃料にも使えるということを、1 つの木材のよさとして考えたところで、同じ考えだと思うんですね。

ただ、これから国も、この地球温暖化対策の中で、2050 年には排出ガスゼロにするというような方針が、今、改めて打ち出されました。それを達成するためには、効率化だけではなくて、今、効率が悪くても、こうしたバイオ燃料なんかを、どんどん活用していかなくちゃいけないという、そういう方向には生まれてくると思いますけれどもね、ただ、現在において、既に、薪ボイラーとか、こうした木を使った発電だけではなくて、そういうエネルギーとしての活用というのは以前にあったことであり、それを改めて、今、そういうことが、もう既に、施設なんかでも使われておりますけれども、なかなか手間と費用とがかかります。隣の東栗倉の温泉、あそこらでも薪ボイラーを導入してやっていますけどもね、それだけのものを管理をして燃やして、湯と施設に使うためには、非常に人手もかかり、管理も難しい。ですから、やはり、そこがネックになるわけです。

ただ、これからは広葉樹、これまで燃料として、ずっと、まきや炭で使ってきた山が、大径木になって、ここも管理をしなくちゃいけない。その使い道としては、当然、紙、チップにするとか、燃料にするという方法が 1 つの大きな主流になると思うんですね。

そういう中で、改めて、燃料として活用できるような、これも相当、国が CO2 削減の対策として、新たな制度、いろんな制度をつくってこないと、まだ、いかんのだと思います。

現在においても、まだ、そうした自然林と言われる広葉樹林に対しての何も、今、補助制度がないんですね。だから、手つかずのままになってしまっている。

だから、植林した山林と同じように、山の管理として、そういう山林に対しても、そういう制度を、まず、導入することをしながら、その使い道としての、そうしたエネルギー、燃料としての活用、こういうことに、だんだんつながっていくのではないかなというふうには思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 町の大きな財産であります森林の活用を、今後、推進していただけるよう求めて、次の質問に移ります。

捕獲鹿の有効活用について、伺います。

捕獲鹿の有効活用については、平成 30 年 6 月議会の一般質問で取り上げ、「捕獲した鹿

をジビエ、ペットフード、皮革、薬などの商品として流通させる設備、体制の必要性」をたどりましたが、その時の当局の答弁は、「県が行う事業の中で取り組んでいきたい」ということでした。その後、捕獲鹿の有効活用の取り組みはどうなっているか。

議長（石堂 基君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、捕獲鹿の有効活用と、その後についてのご質問にお答えをさせていただきます。

国では、ジビエの利用拡大を図り、有効活用する取り組みとして、ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供のため、捕獲から搬送・処理加工につながったジビエ利用モデル地区 17 か所を整備し、ジビエ利用量の目標を令和 7 年度までに 4,000 トンということを掲げて、令和元年度よりそれぞれの地区で運用がされております。

農林水産省の野生鳥獣資源利用実態調査によりますと、ジビエの利用量は、前年度比で平成 29 年度は 27%、平成 30 年度には 15.8%の増加でありましたが、令和元年度では 6.4%の増加に留まり、利用量は 2,000 トンで、特に食肉については、前年度に比べ 0.6%逆に減少をしており、ペットフードの利用量が伸びているというのが現状であります。

また、このモデル地区の兵庫県の取り組みでは、播磨、但馬、淡路の地区が連携して県内広域で整備をして、一大産地化を形成する構想でございました。

この事業におきましては、処理加工技術者の人材の育成、未利用地域を開拓した全頭搬入、未利用部位の活用、ペットフードへの利用促進、捕獲から流通までの情報ネットワークの推進などに取り組む予定で、当初、播磨地区におきましては、中核的な処理加工施設を宍粟市に整備をする予定でございました。

ですが、地元との協議が折り合いがつかず、現在は、佐用町で事業化をした施設でございます「猪鹿庁」とか「さよう猪鹿工房」といった「ひょうごシカ肉活用ガイドライン」に基づいた小型の処理加工施設の整備へと方針が変更をされた上で、ジビエの有効活用が図られており、国のモデル地区事業における県の構想は、期待どおりといった状況にはなっておりません。

町では平成 30 年度以降、新しい施設の整備はございませんが、2つの施設とも、この事業に参加をし、ジビエ利用に取り組んでおられます。いずれの施設も鹿、イノシシ肉の需要があるものに対して、食用として供給しているのが現状で、処理量も平成 30 年度にご答弁させていただいた量とほとんど変わっておりません。また、この施設からのペットフード、また、皮革の供給には至っておりません。

ペットフードへの利用については、現在は人的な要因で休んでおられますけれども、「やまのいえ幕山」で、ペットフードの販売が昨年の 11 月から今年 8 月まで行われて、40 頭ほどの鹿を処理して、ネット販売で商品が足りないほど注文があったというふうには伺っております。

以前にも回答させていただきましたように、鹿肉のジビエとして活用するためには、食肉用に使えるものとなるように、相当の技術を有する捕獲者の育成が必要でございます。また、肉質劣化の防止のために捕殺後の迅速な処理施設への搬入などの対応が必要でありますし、安全で安定した供給のために、処理加工技術者の育成も必要となります。

ジビエの有効活用を進めていくには、先ほどのような様々な課題に加えて、猟友会会員の高齢化も進み、有効活用への対応は、困難な状況と考えざるを得ません。

また、先に述べました実態調査にも見られましたように、ジビエの利用量が鈍化してい

る中で、市場価格の高まりも見込めず、今後、加工処理施設、設備の増設や保冷車、移動式解体処理車等の導入は費用負担が非常に高く、全国的にもこうした事業が軌道に乗ったという成功例は聞いておりませんので、非常に、なかなか現実には難しいと考えます。

町といたしましては、ジビエの振興の目的となっておりますように、捕獲鳥獣をジビエといった地域資源として、農山村の所得に変えていければいいわけではありますが、しかし、そうした難しい課題が多すぎることから、もう１つの目的であります農作物被害の低減に注力をして、町猟友会と協議をしながら、現在、年間で鹿捕獲頭数が有害鳥獣駆除で約 1,000 頭、狩猟で 1,500 頭の計 2,500 頭を積極的に捕獲することによって、鹿の生息数全体の頭数を減らすとともに、防護柵設置への補助等によって、農業者の営農意欲を衰退しないよう、農作物の鳥獣被害の低減を図っていくことを第一と考えております。

以上で、ご質問に対するこの場の答えとさせていただきます。

議長（石堂 基君） ここでお諮りします。お昼が来ようとしておりますが、このまま一般質問を継続したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） 異議がありませんので、このまま一般質問を続行します。
失礼しました。
金谷議員。

9 番（金谷英志君） 課長にお伺いしたいんですけれども、今、町長が報告された捕獲数にしては 1,000 頭。それら、猟で 1,500 頭。合わせて 2,500 頭の捕獲ということですが、この 2,500 頭の処理状況は、処理内容はどういうふうになっていますでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） まず、有害につきましても、狩猟のほうにつきましても、処理状況につきましても、狩猟の方が必要とされる分につきましても、利用されていると。それで、残ったものにつきましても、今、その場で処理されたり、クリーンセンターのほうへの持ち込みというような形になっております。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） その割合は分かりませんか。猟師の方がする分と、それから、佐用坂のところに、その埋設する分と、内訳は分かりますでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） 申し訳ございませんけど、頭数の内訳というのは、分かりません。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 県の先ほど、平成 30 年に聞いた時には、県のことが県の事業としてやられるって、私も大分期待したんですけれども、頓挫したということ聞いて、ちょっと、ガクッと来ていますけれども、それで、需要のこともありますし、地元のなかなか理解が得られないということなんですけれども、その中で、ジビエだけに限らず、やっぱりペットフードの需要が、ちょっと増えているということでしたけれども、皮革にしても、それから、角を利用した薬なんかにしても、全てを利用するということでは、町長、大きな方針としては、農作物の被害を軽減するんだと、そのほうが主眼に置きたいということなんですけれども、せっかく捕ったものですから、捨てて埋めてしまうよりも、利用したほうが、それはいいんだろうと、そのことは、町長も私も一緒だと思うんですけれども、利活用、なかなかできないというのは 1 つは技術者の、猟師の方の捕獲の育成ということもありましたけれども、宍粟市で 2 つ民間の方ですけれども、1 つはペットフードの利用ということで、一番近くでは宍粟市で 2 件あるようです。

1 つは、わざわざ、宍粟市に移住されて、そういう猟師もして、鹿の処理もやっておるといふうな方らしいですけれども、そういうふうな中で、技術が要するというのはあれですけど、前でしたら鉄砲で撃つてというのありましたけれども、この間もテレビでやっていましたけれども、わなですね、箱わなで、くくりわなですはね、それを鹿が踏んでくくるような、そのわな、それが個体も痛めませんし、革も痛めないということで、そういうふうな猟になっているというんですけれども、猟の技術的な技術者の育成という面では、くくりわなで猟、鉄砲よりもくくりわなの猟師の育成ということが、私は 1 つのキーかなと思うんですけれども、町長、どういうふうにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵迺町長。

町長（庵迺典章君） その許可の中で、佐用町内というのは、くくりわな、有害の捕獲では、一応、猟友会との協議の中で禁止という形にしているわけです。

効率のことを考えたり、また、そうした後の肉質、そういうものを考えると、そういう銃で、猟銃で捕獲するよりかは、わなで捕獲したほうがいいということは分かっております。

そういう中で、わなの免許も取っていただいたり、それに対する支援をしたりということもしておりますけれども、町内で、今、加工所、やはり食料として例えば出すとすれば、きちっとした衛生的な加工施設、許可の持ったところでしなければ販売はできません。それには、先ほど申した町内 2 か所の施設を町の補助もしながら設置、つくっていただいて、運用していただいておりますけれども、やはり年間、そこで処理されている頭数というのは、もう数十頭です。

それも、やはり時期的なものがあります。イノシシでもそうなんですけれども、やはり、この脂がのった時とか、おいしい時ではないと、いつの時期で捕ったものでも、その食用

として、なかなか販売することはできないわけです。

そういう意味で、なかなか食料としての活用、ジビエとして、また、ペットフードとして資源として活用するということは、考え方としては、それは、そこに大きな目的、意義があるんですけども、それが、今の被害の状況、頭数の捕獲をしていかなければならない、頭数を削減していかなければならない状況の中では、それが大きな力には、なかなかなくてこないということでもありますし、非常に処理が難しい。

私も全国の同じような被害で困っているところの町長とお話しすることもあるんですけども、やっぱりジビエで、国もそういうことで推進して、相当いろんなお金も投入して、施設をつくったり、事業を進めてきたけども、やっぱり難しいと。若干、そういう趣味的な形でやっている人を含めて、その食料の需要、肉としての需要はあるんですけども、あまりにも頭数が多い。だから、そのへんは、やはりこの事業化、大きな施設をつくってやろうという県の計画も、今、頓挫したような形ですけども、あんなところにつくって、広域的につくっても、そこへまた、運ぶだけの時間とか、いろんなこと考えると、もともと、なかなか難しい計画だったと言わざるを得ないかなというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） なかなか課題があるようですけども、やっぱり捕獲者なり加工者なりの育成を、課題を解決しつつ、そういうふうな、無駄に埋設するよりも、やっぱり資源として活用できるような方策を推進していただきたいということを申し上げて質問を終わります。

議長（石堂 基君） お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後 1 時 30 分とします。

午後 0 0 時 0 6 分 休憩

午後 0 1 時 3 0 分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き、会議を再開します。

山本議員より急用のため早退の届出があり受理していますので、報告しておきます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

6 番、廣利一志議員の発言を許可します。

〔6 番 廣利一志君 登壇〕

6 番（廣利一志君） 6 番議席、廣利でございます。

空き家対策のこれからを問う。

佐用町空家等対策計画が、このほど明らかになり、先日、全員協議会で説明がされました。

この中では計画の背景と趣旨、空き家をとりにくく現状と課題、集落数ごとの戸数、空き家の現状についてまとめられています。

そして、これまでの取り組みの経緯、空き家対策の基本方針が述べられています。

私は、平成 27 年 12 月議会一般質問で空き家問題を取り上げて以来、10 回近く取り上げさせてもらっていますが、当時の空き家に対する考え方からすると、大げさですが、空き家に対する否定的見解、移住に対する積極性に欠ける考え方からすると、隔世の感があり、計画の発表に感慨深いものを感じます。

調査に協力いただいた自治会長の皆さん、また、実際に調査に従事された職員の皆さんに敬意を表したいと思います。

この発表を機に空き家は負債ではなく、資産である。そんな考え方にシフトして若い移住者を迎え、あるいは新しい農業を目指す方々を迎えたいし、また、移住して起業を目指す方々を迎えたいと思っています。

そこで、今回発表の佐用町空家等対策計画の中身について見解をただし、今後、具体的に何に取り組むのか、町長に見解を問います。

自治会長さんたちの実感との相違はなぜなのか。維持管理されている空き家と放置されている空き家についての説明をお願いします。

計画では町内住宅、全戸数 7,920 戸、そのうち居住していない住宅が 1,950 戸。内訳として、別荘が 360 戸、賃貸が 420 戸、売却等 30 戸、その他が 1,140 戸とあります。空き家は 9 月時点で 1,039 戸となっていますが、居住していない住宅のうち、その他は 1,140 戸であります。空き家との差 100 戸の説明をお願いします。

3 番、空き家対策の基本方針で触れられているのは、空き家等の発生抑制。2 番、空き家等の適正管理。3 番、特定空き家に対する措置。4 番、空き家等の利活用の促進。以上であります。まさに現在取り組んでいることであり、急増する空き家に対する取り組みを明らかにする事が求められているが、そのことが触れられていません。そのことこそが急務だと思いますが、見解をお願いします。

空き家バンクの取り組みと成果については、理解をしています。今後の取り組みの課題をどう考えているか。13 地域づくり協議会単位で空き家相談員のような者を配置することが必要だというふうに思いますが、見解をお示してください。

空き家調査に対して自治会へ協力金のようなものを交付できないか。

以上、この場での質問とします。

再質問は所定の席で行います。

議長（石堂 基君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、廣利議員からの空き家対策のこれからを問うということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

先般、10 月に開催をされました全員協議会におきまして空家等対策計画の策定についてのご報告をさせていただいておりますが、改めて経緯等について、まず、ご説明をさせていただきます。

平成 27 年 5 月 26 日、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、各市町村にお

いて空家等対策計画の作成及び空家等に関する対策の実施、その他の空家等に関する必要な措置を講ずるよう努めることとされております。

この法律に基づき本町では、平成 28 年 3 月 29 日に、「佐用町老朽危険空き家等の適正管理に関する要綱」及び「佐用町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱」を制定、また、平成 28 年 6 月には「佐用町空き家バンク設置要綱」を定め、空き家の利活用を含めた空き家対策を進めているところでございます。

今後も空き家数は、増加することが予想されることから、また、令和 2 年度から空き家除却に係る国庫補助申請に空家等対策計画の策定が必須となり、このたび計画を策定したものでございます。

空き家の現状といたしましては、本年 9 月の職員による空き家数の実態調査を行ったところ、空き家の総数は、概数として 1,039 件、うち 184 件は管理がされていない危険空き家となっております。空き家率は町全体で 15.7%、特に町内の北部地域や南西部の地域が空き家率 20 パーセント以上の高い地域となっております。

また、空き家バンクの登録制度を平成 28 年度に開設し、令和元年度末現在 63 件の登録があり、33 件の売却、14 件が賃貸契約をされて、利用されております。

危険な空き家については、住民の方や自治会等から令和元年度までに 89 件の相談があり、所有者等に対して適正な管理をしていただくよう 56 件の指導等を行った結果、37 件の所有者等が除却や危険箇所を修繕するなど、適正に管理をしていただくようになったケースもございますが、一方、所有者不明や相続放棄などにより、指導書の送付もできない案件や、所有者に書類を送付しても連絡が取れない場合があります。弁護士等に相談しても、なかなか解決が難しいなどの課題もございますが、危険空き家の解消を促進し、生活環境の改善を図り、安全・安心な住まいとまちづくりを進めているところでございます。

以上、空家対策等計画策定に係る経緯と現状についての、まず、説明をさせていただきました。

それでは、まず 1 点目のご質問の自治会長さんたちの実感との相違は何か、維持管理されている空き家と放置されている空き家について説明をとのご質問でございしますが、自治会長さんたちが把握をされている空き家件数より、今回、職員による調査をした件数が全体的に多くなっております。これは、所有者等が定期的に帰って管理されている家は、自治会長さんにおいては空き家として計上させていないのではないかとというふうに考えられます。このたび職員が行った調査は、空き家の定義である「居住その他の使用がなされていないことが常態であるものとして、実態調査をしておりますので、当然、その差が出ているものと思われます。

次に、維持管理されている空き家とは、所有者やシルバーなどにより定期的に管理をされ、いつでも使用ができ、相続登記等も変更されている状態であります。

また、放置された空き家とは、相続登記等の変更がされていない場合や倒壊のおそれ、瓦の落下、トタンなどの外壁、また、屋根の飛散。また、崩落。立木や草が生い茂っている状態というような状況です。

特に危険な空き家は、特定空家等として認定をして、適切に管理していただくよう助言・指導・勧告を行っているところであります。

次に、2 点目の計画では町内住宅 7,920 戸、そのうち居住していない住宅 1,950 戸、うち別荘など 360 戸、賃貸 420 戸、売却 30 戸、その他 1,140 戸。空き家は 1,039 戸というふうになっているが、居住していない住宅のうち、その他は 1,140 戸であり、その差が 100 戸ある。その説明ということでございますが、このその他 1,140 戸の数値というのは、5 年に 1 回行われている住宅・土地統計調査の結果の数値でありまして、計画の中にも参考として掲載をしているところでありますが、この数値は、抽出調査を統計的に処理して算

出をしており、実際の値とは異なっておりますので、あくまでも参考数値としてご理解をいただきたいと思います。

次に、3点目の空き家対策の基本方針で触れられているのは、1つ目に、空き家等の発生の抑制。2つ目に、空き家等の適正管理。3つ目に、特定空き家に対する措置。4つ目に、空き家等の利活用の促進以上であり、まさに、これは現在取り組んでいることであり、急増する空き家に対する取り組みを明らかにすることが求められているが、そのことが触れていない。そのことこそが急務だというふうに思うが、見解はということでございますが、空き家対策の基本方針として、空き家等の発生抑制にも示しておりますが、空き家が発生する要因として、人口減少や少子高齢化や若年層の流出などがあげられ、空き家等は今後も、当然、増加することが見込まれております。

このための現存する空き家等の対策に加えて、新たな空き家の発生を抑制することが重要となることから、居住中の住宅の所有者や空き家になるおそれがある所有者等に対して、適切な維持管理の必要性や支援制度などを積極的に周知をしていきたいというふうに考えております。

例えば、定住支援制度や起業支援制度の推進による人口減少の抑制と発生した空き家等の利活用の促進にかかる空き家バンク制度の紹介、空き家の利活用における相談窓口の体制整備の取り組みを掲げております。現存する空き家についても今後管理が難しくなり、危険な空き家も増加することが見込まれておりますが、危険な空き家等については、適正管理に努めていただくよう助言・指導・勧告を行い、周辺に悪影響を及ぼすおそれが高いものから優先して、補助制度等を活用して、所有者の負担が少しでも少ないと考えられる措置を検討していきたいというふうに考えております。

次に、4点目のうち、まず、空き家バンクの取り組みと成果については理解しているが、今後の取り組みの課題をどう考えているかということでございますが、空き家バンク制度の最も大きな課題は、相続登記ができていない空き家が多いという現状であります。

本町でも空き家バンク登録の条件として、土地・建物の登記が必要であり相続登記を依頼しておりますが、広範囲にお住いの複数の相続人や高額な登記費用などがあり、手続きが進まず、スムーズに空き家バンク登録できない事例が多くございます。

最近、国においても相続登記の義務化に向け検討がされているという報道もございますが、こうした相続登記について、国による早急な法整備を望むところでございます。

続いての課題といたしましては、空き家バンクへの登録相談の多くに、雨漏りがしている、また、床が腐食している、上下水道が整備されていないなど、家屋の重要な部分での状態が悪く、高額な改修費用が見込まれる場合が多くあります。この場合、仲介業者が見つからず、登録ができない。また、登録ができたとしても、高額な改修費用のため買い手が見つからず、登録を取り下げるケースもございます。

以上のような問題につきましては、所有者が早めの対応を行うことで、解消できる部分もございますが、その点につきましては、これまでも、広報さようでのPRをはじめ、町外在住の空き家所有者に対しまして、固定資産税納税通知書発送時に、空き家バンク制度を周知する文書も同封して、周知を図ってまいりました。

今年度からは、職員による出前講座も実施をしており、希望のあった地域づくり協議会や団体等へ出向き、空き家になる前、空き家になった時にしておくことや、空き家を放置することの社会的影響、空き家バンク制度などの周知を行い、空き家の有効活用や適正管理についての広報活動を行っております。

空き家バンク制度につきましては、その役割の重要性に鑑み、関係団体等の協力体制を図りつつ、少しでも多くの空き家有効活用に結びつくように取り組んでまいります。

次に、13ある地域づくり協議会単位で空き家相談員のような方を配置することが必要だ

と思うが、見解はということでございますが、廣利議員のおっしゃる空き家相談員というのが、どのようなものか正確には分かりませんが、土地・建物は、その所有者の貴重な財産であり、所有者各自の思いによって、その価値観も多種多様でありますので、個人の財産に関することについては、極めて慎重に取り扱うことが必要であります。町の空き家バンク制度におきましても、宅地建物取引業協会西播磨支部と協定を結び宅地建物取引士という有資格者の力をお借りして、業務を推進をしております。

このような状況の中、個人の大切な財産に関わる相談員については、売買も含めた不動産の取り扱いに関する専門知識のほか、公平性や個人情報取り扱いなど、その責務は非常に大きく、地域づくり協議会の単位で、そのような専門的な知識のある専門家を配置することについては、難しいと考えております。

町といたしましては、空き家バンクを利用した有効活用については商工観光課が、また、危険な空き家については企画防災課が窓口として、それぞれの所有者の相談をお受けしておりますので、今後も現体制をメインに対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

次に、5点目の空き家調査に対する自治会へ協力金のようなものを交付できないかということでございますが、空き家調査につきましては、今後も今回の調査を基に自治会長の皆さんにもご協力をいただきながら実施をしていきたいと考えております。地域の生活環境の保全を図るための調査であることから、そうした協力金のような交付は考えておりません。詳しい調査につきましては、必要に応じて関係機関の皆さんとの協力も得ながら、各担当課で、それぞれ、また、実施をしてまいりたいと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 自治会長さんの実感というふうに、ちょっと、私、何となく唐突な感じがしますが、そんなふうに書かせていただいたのは、自治会長さん、自治会によって、ちょっと、若干、取り方が真反対みたいな形も、実はあります。

空き家が多。この数字より、もっと多いというふうにお感じになっている方もいるし、要するに、定期的に管理されている空き家について、この数字で言う空き家というふうに考えていないという方たちもおられますので、やっぱり個々回っていると、もっと実はあるんだというふうなところも、実はあつたりします。

それで、維持管理されている空き家、なぜ、これを取り上げるかというと、年に数回、例えば、帰って来られる空き家があるんですけれども、その方たちも、実は迷っておられます。後で、ちょっと述べさせていただきますけれども、その前に、維持管理されている空き家ということの定義について、町長は、先ほど、相続登記がされている。あるいは、すぐ住めるという形で言われましたけれども、若干、ちょっと、維持管理されている空き家という形、今、町長が言われたような形でいくと、すごく限られてくると。

維持管理されている空き家は、私が考えるのは、最低数回帰ってくると。空き家に定期的に帰ってくる。

それから、草刈りとか剪定とか窓の開閉がされている。

もう1つは、ご近所への挨拶がされていると。

そういう感じで考えて、そういう定義づけで維持管理されている空き家と。

こうすると、実は、かなりの数が、実際に今度、維持管理ができなくなるということを、

たくさんの方が考えておられます。思っておられます。

ちょっと、そのあたりについて、維持管理されている空き家についての見解、定義づけですけれども、そんなふうに、ちょっと、考えたほうがいいのではないかなと思うんです。いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 空き家の定義とか、実態数、あまり私は厳密に定義をする必要性はないかなと、大体状況としては、本当に空き家が増えていることは確かであり、これだけの1,000件ぐらいな空き家があるだろうなと。それが、細かい、それぞれの数字で、それが1割、2割、定義によって増えても、減っても、大きな、今の状況には変わりはないと思います。

ただ、今回の調査で、職員がそれぞれ地域の、それぞれ通っている各課の職員が協力して、そうした普段、住んでいない家を調査をしたと。こういうことで、これだけの件数がありました。

それから、自治会長さんなんかは、年に何回か帰ってきて、窓を開けたり、少し、そこで、ぐるりの掃除をしたり、草刈りをしたりされている、そういうところは完全な空き家ではないというふうに考えられている。それは、それで、そういうふうな定義をすれば、空き家では、まだ、ない。

ただ、そういうお家も、将来的には、あと5年、10年先には、全く、そうした管理もできなくなる可能性も、ある家もたくさんあるわけです。

ですから、自分たちの、私なんかの、自分のこと考えても、今、何回か、月に何回か上がって、一応、管理はしております。

ただ、まだ、実際のところ、私自身も、相続登記ということまではしておりません。

ですから、あまり条件的に、厳密にそういうものを定義をして、数字的に厳密なものをつくってみても、あまり私は大きな影響はないなという考えでおります。

自治会長さんたちも、そういう状況は、地元におられて、皆さん、小さなところであれば、細かく家族の状況もご存じだと思いますし、また、大きな集落になると、なかなか、そういうところまでは分からない自治会長さんもおられますけれどもね、そういう、これからの、毎年するほどの必要性もないと思いますけれども、定期的に、どのような推移になっているか、状況になってくかというところは、定期的に、やっぱり調査はしていくべきだというふうに思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） ちょっと、その維持管理されている空き家のところにこだわりますと、結局、例えば、登記がされて、すぐ住めるというのは、多分、数十件というふうな単位に、もしかしたらなと思います。

しかし、そうじゃなくて、私が言った定義づけしたのは、100件とか200件とかいう数字に、多分なと思います。

で、一応、町長のお考えも、今、お聞きしましたがけれども、私が考える定義づけした維

持管理されている空き家という形で、ここ考えた場合、内訳を全部回り切れておりませんが、回った状況を、ちょっと述べさせていただきますと、所有者がどこに住んでおられるかというところは、町内の方も、割とおられます。割とおられますけども、町外で県内、例えば、神戸市、芦屋市、明石市、三木、姫路、太子等、県内の各市、町にお住まいの方が多いです。

もっと実は、県外という方も、定期的に維持管理、先ほど、定義づけした維持管理をして、県外から通っておられる方もたくさんおられます。

お会いしたのは、岡山から通っている方とか、それから、大阪から通っている方、東京から通っている方も、私の知っている限りでは3件、もっとおられると思うんです。

一番遠い方は、千葉と埼玉、定期的に通っておられる。

皆さんにお聞きしました。その方たちに。将来、維持管理している空き家について、どうされますかというふうに聞いたところ、1割の方が帰ることが決まっていると。誰かが帰ることが決まっているとおっしゃいました。

だから、これは、1割ちょっとないぐらいですけども、決まっているというふうにおっしゃったのは、それだけです。

で、分からないと。まだ、決めていない。これが3割から4割。

5割は、誰も帰らないと。要するに、維持管理を、今、しているんだけど、誰も帰らないことが決まっているとおっしゃっている方が、実は、5割おられるんですね。

で、これは、早く手を打たないと、空き家になってしまうんだと。完全な空き家になってしまうというところが、そういうおそれがありますので、こういうことを、調べていく、取り組んでいくということが、実は、必要なのではないかな。その方たちの、要するに、誰も帰らないというところと、それから、不明と、どうするか分からないと。その方たちに対する、確かに、専門資格が必要なんですけれども、取り組みが必要ではないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵迓町長。

町長（庵迓典章君） 私の知っている限りでも、大体そういう状況だと。知っている範囲でも思います。

ただ、そうして管理に帰って来られる方というのは、まだ、非常に、そうした責任と感心も高くて、何とか、今のところ自分が元気な間はしなきゃいけないという意識を持って管理をさせていただいていると思います。

ただ、そういう方がご高齢になって、管理ができなくなった時には、完全な空き家。また、放置されて、危険空き家につながっていくということです。

ですから、そういう意味で、今、先ほども答弁、計画の中にもあり、答弁をさせていただきましたように、そうした方への納税通知なんか出す時に、そうした町の取り組み、空き家バンクであるとか活用についての案内をさせていただくとか、そういう取り組みも、当然、必要であろうかと思います。だから、完全な空き家にしない。そして、また、活用ができる状態のいい状況の中で、次の利用、活用していただく方に譲っていただくということが一番いいわけです。

ただ、やっぱり難しいのは、なかなか自分が住んでいた家を他人の方に、本当に全部処分する。こうした空き家バンクなんかで登録して、売却するということの思いっきりですね、これが誰でもができることではないんですね。そういうことが、将来困るなというこ

とは、皆さん、十分分かっておられて、悩んでおられるんですけれども、ただ、そこには、まだ、先祖のいろんな物もあり、お仏壇もあり、なかなか今、思い切りがつかないという状況が多く見られます。

それと、家だけではなくて、当然、田舎の、家は昔からの田畑、また、山林、そうしたものを一緒にあるわけです。だから、そういうものの処分もしたいと。しなきゃいけないということが、なかなか、先へ進まない。そういう売却をしてしまうというところまでいかないということでもあります。

それと、登記費用とか、そうしたものが、大きくかかります。だから、現在の空き家バンクにおいても、そうした売買とかいうものを、きちっと、登記をしていこうとすると、まず、登記がされていないと、相続登記がされていないと登録はできないということで、その点で、非常に空き家バンクの登録件数が全体から見れば少ないというふうに、当然、見られると思います。その要因としては、裏にはそういうことがあるということであろうかと、そういう分析は、十分しているところです。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 町長、今、先ほど、おっしゃいましたんですけれども、例えば、平成 27 年、28 年当時からすると、この 4、5 年の間に、意識は、私、かなり変わってきたという感じがします。

要するに、先祖伝来の家屋敷について、例えば、売ったり買ったりすることについて、抵抗ある。それは、平成 27 年、28 年当時は、かなり言われました。言われまして、特に、貸すということについては、すごい抵抗があると。

ところが、最近は、あまり、その声を聞かない。聞かないです。随分、変わったという感じがします。

この空き家が負債じゃなくて資産という考え方に立つと、立たないといけないというふうに思うんですけれども、この空き家の対策計画の上位の計画として、佐用町の人口ビジョンとか総合戦略というのがありまして、平成 27 年から 1 期目の計画がスタートし、令和 2 年、今年から第 2 期の計画がスタートする。

で、人口のところを取って言いますと、平成 27 年、総合戦略人口ビジョン、スタートした時に、人口は約 1 万 6,000 ちょっと切るぐらいでスタートしたと思います。

第 2 期、この令和 2 年から令和 8 年にかけての計画、第 2 期の計画で、これ社人研ですけども、想定している令和 22 年度の佐用町の人口は 9,984 人、1 万人を切ると。ですから、この計画、平成 27 年のスタートからすると、7,500 人が減少するという想定ですね。ですから、この想定をもとに、やっぱり具体策をしっかりと立てる必要があるのではないかなと。それに見合う計画を立てる必要があるのではないかな。

私は、だから、平成 27 年から第 1 期の計画中は、この特定空家の問題と、それから空き家バンクというのが大きな成果だったというふうに思いますから、この令和 2 年から、この急増する対策、具体策を考えていく必要があるというふうに思うんですけど、もう一度、お聞きしますけども、いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵逄典章君） そうした、増えてくる空き家、これを、どういう見方といいますか、そこに価値を見出すか、今、負債ではなくって資産、財産だというふうに見る面。それは、確かに、新しい、そうした家屋を建設するとなれば、2,000万円、3,000万円の費用もかかると。

でも、古い家をうまく使えば、それが、また、有効な活用をすれば、それだけ大きな資産価値が、価値が出てくるということなんですけれども、だけど、もう一步、建物というものは、老朽化をすれば、当然、大きな修理や改修工事、そういう手入れをしなきゃいけない。そこに古い家というのは、古い古民家が非常に注目されて古民家の価値というものが、相当お金を入れても、また、いろんな商業物件なんかに使えるというようなことはありますけれども、一般的に住居として考えた時に、そうした古い家を、幾ら、どれだけの修繕費がかかる。

例えば、私自身のことでございますけれども、私でも実家の住宅というのは、もう屋根替えから、台風のあの被害からいろんなことで、少なくとも、ざっと500万円ぐらいは、お金がかかりました。何も住まない家にね、それだけのものを、やっぱり費用かけないと、なかなか安全に住めないということなんです。

だから、どの家も、そうした形で利用ができるかということ、それは、住む人の考え方にもよりますけれども、その中から住める家というものと、本当に危険空き家なり、1つの寿命がきて、これ以上修理しても、効率的に見れば費用対効果はないということで処分する。除却するということも両方考えていかないとね。

先ほど、言われたように、人口は確実に減ります。幾ら移住や、そうした定住なんかで、また、そういう活用を考えても、全体の人口が減ってくれば、日本全体のこうした家屋、家の需要というものは、必要性がなくなる。余ってくるわけです。

ですから、今の間に、ある意味では、築年数も、まだ新しくて、また、しっかりとした建物で、それほど手入れを入れなくとも、まだまだ、少しの手入れで50年、60年は、ちゃんと自分の時代は住めるんだというぐらいいい状況のものを、私たちは、本当はすすめたいと。

古い家で100年近くもたってきた家では、これは除却をするのにも、相当の費用がかかります。ちょっとした、今、農家と言われる昔の家ですと、元のだけではなくて、木屋とか蔵とか、いろんな附属の建物もあります。そういうもの全部除却すると何百万、500万、600万円は、大体普通かかるんですね。こういうものを、本当に個人の財産として、そういう除却までを管理として考えていただくのは、非常に厳しい、難しいところなんですけれども、これを、やっぱりやっていただかないと、このことを、今、法的にも助成制度を作ったりして、法律の改正、措置法つくって取り組んでおりますけれども、これを全てのところに適用してやっていくというのは、これは、なかなか難しい。だから、そういう両方の面で考えていかなければならないというふうに思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 先ほど、ちょっと触れました人口ビジョン・総合戦略ですけども、1期目が、平成27年から始まりまして、令和2年から2期目がスタートするわけですけども、1期目と2期目で違うところというか、新しく取り組むというところを、新たに書いたというのは、計画として取り組むと書いたのは、1つには、関係人口という言葉が、確

か出たと。関係人口を増やすと。

これは、関係する人口を増やす。要するに、定住でも、観光で交流する人口でもない関係人口。分かりにくいですけども。

何となく、ぼやっとしていますけども、総務省なんかで言っているのは、関係人口というのは、佐用町の強烈なファンと。ぼんやりしたファンづくりじゃなくて、本当に強烈な、佐用町でないと駄目だという強烈なファンづくりという形で言っているわけですけども、取り組みが始まっているというふうに思うんですけども、今の状況、関係人口を増やす。空き家の問題と関係があるので、今の状況を、ちょっと、担当課長、分かりましたらお願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 具体的な取り組みといたしましては、先般もご紹介させていただきました県版の地域おこし協力隊員というものを1名任用しております。

その任務といたしましては、関係人口を増やすというところに置いてございます。

私たちのほうで、関係人口ということで、捉えているものにつきましては、佐用町に、先ほど言われました強烈なファンというところと、継続的に多様な形で関わっていただける方というふうに捉えてございます。

今度の隊員のほうが、今、計画しておりますのは、まず、佐用町が好きで、佐用町の中で、何かおもしろいことをやってみたいというような、今、町内に住んでおられる若い方と一緒に、まず、佐用町の魅力を高めて、その自分たちのやっている活動を通じて、町外のそういった同じような趣向を持たれる方とのつながりを深めることによって、継続的に佐用町との関りを持っていただける関係人口を増やしていこうという、そんな形の取り組みをしたいというふうに、思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 実際、これからスタートというか、いうところがありますので、すごく期待したいというふうに思いますけれども、1つ、前提として、移住して見えた方、それから、空き家のオーナー、先ほど、維持管理されている空き家に定期的に通っている所有者の方。あるいは、放置している空き家も含めてですけども、この方たちも、要するに関係人口として、当然、考えるべきだと。

この方たちが、強烈なファンになっていただくと、大きな力になるんですけども、逆の場合があります。

強烈なファンにならない。佐用町が嫌いだと。そうならないためにも、定期的に維持管理されている方たちの相談を受けたりということが、これは、窓口は、多分、企画防災じゃなくて、どこになるか分かりません。それが、やっぱり必要だと、財産の問題とか、個人の財産の問題とか、いろいろありますけども、それは必要だというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君）

庵途町長。

町長（庵途典章君）

関係人口を、全く何もゼロのところからつくり出すというのは、また、それも難しいところがあります。

もともと佐用町で生まれて、いろんなところへ、また、そこで出られて、こちらに、そうした土地や建物があり、もともとの家があり、そこには、ご両親とかおじいさんたちが亡くなられておればお墓があり、そういう方たちが、やはり一番強い関係を持っていたにいて、その佐用町の関係人口だということは、これはもう確かだと思うんですね。

その中で、そうした後、引き続いて佐用町にたびたび帰って来ていただいて、また、その家を管理していただきながら、町で田んぼ、畑とかそういうものがあれば、そこで野菜をつくってみたり、果樹をつくっていただいたり、近くであれば通ってしていただけるようなものが、一番理想なんですけれども、なかなか遠くに、大阪、東京のほうにおられれば、そう簡単に帰って来るのも難しい。そうやってきた時に放置されてしまう。そうした空き家となってしまふ。危険空き家という可能性が出てくるという中で、そういう相談をお受けすると。そうならないように、ご相談を受けるということ、これは丁寧に、私たちは対応していかなければならないと思っておりますし、それが、地域の、当然、その方たちであれば、その地域にも親戚の方もおられるのが普通ですし、そこには、知り合いの方もおられる場合もあると思います。

それに合わせて、当然、町としても、今、国のこういう制度なんかも、いろいろと整備をされてきておりますので、そういう相談をしっかりと受けさせていただくと。

だから、廣利議員が言われる、近くに、身近に 13 協議会ごとに置けば、それは 1 つの理想かもしれませんが、そこまで専門家を、そのために配置していくというのは、全体のいろんなことから考えても、なかなか、そこまではできませんけれども、これは、1 人だけでやるのではなくて、地域の自治会長さんなんかを中心にお話を聞いていただいても、そのことは、町の担当者のほうにも、しっかりと相談をいただき、一番いいのは、それを、じゃあ将来考えたら、今、まだ、いい状況の中で、家を誰かに譲ったり、また、使っていただく人を探したいというような話をいただいたら、すぐに担当課のバンクのほうに登録をしていただけるように、また、相談にも乗らせていただきたいと思いますし、どうしても危険空き家になってしまつて取り壊したいということであれば、それは、それで、しっかりと相談を受けさせていただいて、できる限り、費用が軽減できるようなものに補助制度が適用ができるんだったら、そういう相談にも乗らせていただきたいし、特に、山林等、先ほど言いましたように、家だけの問題じゃなくって、田畑の問題あります。

山林等については、なかなか個人では、これを管理していくことは、もっと難しい状態でありますので、公有林、町有林にさせていただくという方法も、かなりの方が、今、そういう形で申請していただいて、今、手続きをしております。

そういう相談にも、それは、うちの財産管理のほうで、相談をお受けしておりますし、そうした町を挙げて、それぞれの担当課が、しっかりと丁寧に対応させていただくことで、しっかりと、その良好な関係を引き継いで保っていきたいというふうに考えております。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君）

廣利議員。

6 番（廣利一志君）

仮の名前で、私、空き家相談員という形で、地域づくり協議会単位

でという形で、ここに述べさせていただいたんですけれども、空き家が、じゃあ、最初に言いましたように、維持管理されている空き家の半分以上が、誰が帰って来るか、誰も帰って来ないとおっしゃっているんですけれども、あるいは、未定だと。2、3割の方が、そんなふうにおっしゃっているんです。

だから、9割強の方が、どちらかと言うと、維持管理、今、している方たちがいなくなった時に空き家になってしまうという形なんですけれども、その時に、その所有者の方たちにお話しするんです。何を話すかという、古民家が実は魅力なんですと。古民家を目指す人たちが多いんですということを、まず、言います。

それから、実際に空き家が起業、大学生とか大学院生とか、今最近、20代、30代の方が増えています。

佐用町で起業をしようと、起業の拠点になっているんです。

それと、地域の皆さんが集う場になっているんですという話を、年に数回しか帰って来られないんですけれども、その時めがけて話すと、割合と話は聞いていただけます。

自治会長さんたちは、本当に熱心な自治会長さんたちは、例えば、東京だろうが、千葉だろうが、電話で相談をされています。

この電話代もばかにならないと。本当に熱心に、その状況を聞かれたりしております。その意味で、相談員と、仮の名前ですけども、専門資格は宅建業者は宅建業者で町の空き家バンクのほうに入っていますので、そうじゃない地域づくり協議会の中で、相談員というような形の方が自治会長さんではなくて、あるいはセンター長さんではなくて、そういう方が、やっぱり急増している具体策としては、やっぱり、そういう方が必要なのではないかなというふうに思うんですけれども、町長のほうは、今のところ考えられないということですけども、総務省のホームページというか、地域おこし協力隊と別に、集落支援員というのがありますけども、これを活用するというふうな形はできないですかね。その地域づくり協議会、手を挙げてもらうところの協議会と。この空き家相談員という形に限定せずにですけども、そういう検討はされたことないでしょうか。いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今、それぞれの地域づくり協議会、いろいろと活動を、みんな振り返りながら、新たな地域の課題に、これからの地域の皆さん一緒に、住民の皆さんが取り組んでいこうという、そうした、今、協議をいただいております。

当然、これは国の問題であり、町の問題でありますけども、一番は、それぞれの集落、地域の大きな将来の課題だという認識を持っていただいていると思いますので、そういう意味で、熱心に、そういう空き家に対しても取り組んでいただいている自治会長さんもおられます。

個人の負担だけに頼るわけにはいきませんが、やはり地域づくり協議会という1つの活動を通して、中の課題として、根底にある、そうした人口問題や空き家の問題、こういうところを取り組んでいただければと思うんですけれどもね、そういう取り組み、空き家だけの対策ではなくって、地域の運営だとかについては、そうした総務省なんかも、そうした支援員なり、今、地域を運営していくための組織をつくっていこうという、そういう方たちに対する支援の制度がつくられております。

ただ、総務省なんかも言われたり、農水省が過疎地域の新しい運営組織をつくっていくような制度に対して、補助制度をつくっておりますけども、ある意味では、佐用町なんか

のほうは、先を行っている。既に、地域づくり協議会という活動費用も各地域づくり協議会に、毎年、かなりの費用を出しながらやっていただいておりますので、そうした地域づくり協議会の今の協議の1つの必要な、重要な課題として、やっぱり話し合いを、協議をしていただくように、それは担当のほうからも、また、依頼としても、提案をさせていただければいいと思いますし、また、地域の方も、当然、そういう課題には、非常に関心が高いだろうというふうには思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 集落支援員のことですけれども、ちょっと、調べてみましたら、令和元年度で全国 352 自治体で専任の方が 1,741 人。それから、兼任の方が 3,320 人。だから、およそ 5,000 人強の方が 352 自治体で集落支援員と。

名前は集落支援員ですけれども、地域づくり協議会の中で、全部のところに必要なのかというところもあるでしょうし、あるいは、その人材をどうするかというところがありますから、手を挙げていただくところが、もしかしたらないかも分かりませんが、手を挙げてもらうところについては、やっぱり先ほど言いました維持管理されている、それこそ本当に、何とか残さないといけないという思いで通っておられる方たちの相談する人という形の人たちは手を挙げてもらうところが最低限あっていいように思うんですけれども、いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 先ほど申しましたように、佐用町の地域づくり協議会というのは、そうした国のほうの、新たに制度がつくられておりますけれども、それよりある意味では先を行って、既に、地域づくり協議会に設置しておりますセンター長さん、そのセンター長さんを、後からですけれども、その今、支援員という位置づけにして、これ国からも特別交付税で交付いただくようにして、その 13 人のセンター長さんは、今、先ほど、廣利議員が言われた全国の自治体の中での支援員という数にカウントをされておまして、そういう活動をしていただいておりますので。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 分かりました。それは、ぜひ空き家の相談ということも、この急増する空き家に対して、誰かが、やっぱり地域で相談する人がいてほしい。いてたらなというのがありますので、ぜひお願いしたいな。そんな形の取り組みが進めばということと、もう 1 つ繰り返しになりますけれども、自治会長さんたち、本当に苦労されていると思います。本当に何度も何度も遠方へ電話したりというようなことがあったりしますので、そのあたりについても、何らかの、やっぱり協力金という形がいいのかどうか分かりませんが、また、検討もしていただければなというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（石堂 基君） 廣利一志議員の発言は終わりました。
続いて、2番、児玉雅善議員の発言を許可します。

〔2番 児玉雅善君 登壇〕

2番（児玉雅善君） 2番、日本共産党の児玉です。よろしくお願いします。

私は、今回、新型コロナウイルス対策について。そして、利神城跡の活用について、お伺いします。

まず、この場では、新型コロナウイルス対策について、町長並びに教育長の見解を伺います。

秋が深まり、本当に最近では冬の到来を感じる日頃になっています。その中で、新型コロナウイルスの活動も活発になってきています。各地で連日感染者数が過去最高を更新して、一向に収まる気配がありません。

第一波、第二波では、町内の感染者は1名でしたが、経済面、労働環境、教育環境の面などでは大きな影響が出ました。今回の第三波では、複数の感染者が出ています。影響もいろいろな面でさらに大きなものになると思われます。

そこで、お伺いします。

まず、1番に、町内での感染者数は、現在、何人か。

2番、町内での検査体制の現状はどうなっていますか。

3番、濃厚接触者でなくても、ある程度の接触のある人、感染の不安のある人は希望すれば検査するべきと思いますが、現状はどうなっているのか。

4番、医療従事者や特養などの従業員、学校関係者などは、定期的に検査するべきであると思いますが、現状はどうなっていますか。

5番、いきなりPCR検査でなくても、簡易検査でも積極的にやるべきではと思います。この点についての見解をお伺いします。

6番、正月を控えて、非正規や技術実習生など労働弱者の皆さんの労働条件や生活面の悪化が懸念されます。給付金の支給など、さらなる支援策を講じるべきであると考えます。見解をお伺いします。

7番、推薦入試などはすでに始まり、本格的な入試のシーズンが始まります。受験生に対する対策はどうなっているのでしょうか。

8番、今年の冬は寒さが厳しいと言われています。教室などの換気対策、感染症対策はどうなっていますか。

9番、冬休みなど、学校の行事計画、授業などへの影響と対策をお聞かせください。

この場での質問は、ここまでとさせていただきます。残りの質問は、議員席からさせていただきます。

議長（石堂 基君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、児玉議員からの新型コロナウイルス対策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、11月には全国的に新規感染者が増加をして、

皆さまもご承知のとおり国の経済政策である「GoTo トラベル」や「GoTo イート」の見直しも行われているところでございます。

兵庫県では、11月中旬から1日の新規感染者が100人を超える日が続き、嚴重警戒に当たる「感染拡大特別期」が現在も継続している状況であります。知事からは、感染拡大地域への不要不急の往来を自粛、また、高齢者や基礎疾患のあるかたは、不要不急の外出を自粛するよう周知がなされております。

県下の入院医療体制については、現在、入院病床650床、うち重症病床120床程度、宿泊療養施設700室程度が確保されていると聞いております。今後は、無症状者及びリスク要因の低い軽症者は宿泊療養施設へ入っていただくために、宿泊療養施設を900室程度に拡大をし、入院医療に支障が生じないよう対応をされております。

龍野健康福祉事務所管内においても、11月中旬から感染者が急増し、近隣市町では飲食店や介護施設、また、医療機関などでクラスターが発生をしましたが、今のところ、少し落ち着いているように聞いております。

また、県下の感染者の増加に伴い、保健所業務が急増しているため、県から各市町へ保健師の派遣応援の要請がありましたので11月末から健康福祉事務所へ1名を交代で応援に行かせており、接触者の健康観察や住民からの電話相談対応などの業務に当たっております。

町民の皆様へは、毎月の町広報で感染予防啓発や町ホームページを通じて、感染リスクが高いとされる「5つの場面」、飲食を伴う懇親会等、また、2つ目に、大人数や長時間におよぶ飲食。3つ目に、マスクなしでの会話。4つ目に、狭い空間での共同生活。5つ目に、休憩室、喫煙所、更衣室などの居場所の切り替わりに注意をするようお願いをしております。

また、誤った情報や不確かな噂話などに惑わされず、冷静な行動をとっていただき、お互いを思いやる気持ちをもって「うつらない、うつさない」の強い思いで、このコロナ禍をみんなで乗り越えていただくよう「町長メッセージ」として私の思いを発信をさせていただいたところでございます。

以上、簡単でございますが、最近の新型コロナウイルス感染症の状況と対応について、まず、報告を申し上げさせていただきました。

それでは、ご質問に対しまして、順次、お答えをさせていただきます。

まず1点目の町内での感染者数は何人かのご質問でございますが、これまでも議会でも答弁いたしておりますように、龍野健康福祉事務所管内、たつの市、宍粟市、太子町、佐用町の管内ですけれども、その管内での公表となり、12月8日現在で169人の発生が報告されておりますが、市町別の感染者数は公表はされておられません。私どもも感染者の詳細な情報の連絡がありませんので、もどかしさを感じているところでありますが、ルールに沿った情報提供のために、これは致し方がないというふうに感じております。

しかし、クラスターになる可能性がある場合などについては、ご本人やご家族の承諾を得て公表する場合があります。8月の町内での中学生1名については、生徒・保護者の不安を払拭するため公表をいたしました。また、11月には県教育委員会が佐用高校生1名の感染を公表しております。よって、佐用町内での感染者、公表がされている人数は2名ということになりますが、そのほかにも若干、公表について同意をされない感染者があるというふうには感じております。

次に、2点目の町内での検査体制の現状はどうなっているかということについてでございますが、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の症状が、これは発熱等になると思いますが、似ていることから、各医療機関におきましては、一般の患者と発熱者を接触しないよう注意をされて診療をいただいていると聞いております。

特に、基幹病院となります佐用共立病院、また、佐用中央病院におきましては、医師会を通して屋外での診療ができるテント、また、ポータブルのレントゲンを貸与させていただきまして、その診療に当たっていただいております。

現段階では検査実施医療機関については、混乱を避けるために非公表となっておりますので発熱等の症状がある場合は、まず、かかりつけ医へ電話で相談をしていただきたいと思います。かかりつけ医がいない方は、龍野健康福祉事務所の「発熱等受診・相談センター」へ連絡をいただき、地域の発熱外来対応の医療機関を紹介していただくこととなります。

次に、3点目の濃厚接触者でなくても、ある程度の接触のある人、感染の不安のある人は希望すれば検査すべきと思うが、現状はどうなっているかということではございますが、龍野健康福祉事務所から濃厚接触者に特定されれば行政検査としてPCR検査を受けていただきます。その他の接触者や感染の不安がある方については、基本的にはPCR検査は行われません。ただ、医療機関や社会福祉施設等については、入院・入所者は重症化リスクが高いために、濃厚接触者だけでなく幅広く関係者に対してPCR検査の実施がされておりますので、どうしても不安で検査を希望される方は、検査費用が個人負担となりますけれども、これは大体費用が、今のところ1万5,000円から2万円というふう聞いておりますけれども、龍野健康福祉事務所へ相談をしていただきたいと思います。

次に、4点目の医療従事者や特養などの従業員、学校関係者などは、定期的に検査をすべきであると思うが現状はどうなっているかということですが、今年9月定例会の平岡議員への一般質問でもお答えしましたが、各職場での定期的な検査の予定はありません。仮に検査結果が陰性であったとしても、その検査当日に限定されたものでありまして、検査した翌日に感染する、当然、可能性もるわけでありまして。よって、予防的検査より、各職場での感染予防対策として、日々の検温や体調管理、施設内の消毒などを行っていたき、発熱や風邪症状がある職員は勤務を控えるよう指導・要請をいたしております。

次に、5点目のいきなりPCR検査でなくても、簡易検査でも積極的にやるべきではないかと思うが、見解はということですが、PCR検査も簡易検査も医師が「新型コロナ感染の疑いがある」と認めた時に初めて保険適用の検査が行われるものであって、簡易検査だから安易に受けられるというものでございませぬ。よって、簡易検査を積極的に勧めるというようなことは、これは考えておりません。

次に、6点目の正月を控えて、非正規や技術実習生など労働弱者の皆さんの労働条件や生活面の悪化が懸念され、給付金の支給など、さらなる支援策を講ずるべきではないかということについてのご質問でございまして、新型コロナウイルス感染症に対する支援制度といたしまして、国では、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金、雇用調整助成金などございますが、町といたしましても、これまでに、がんばろう佐用町・たすけあい応援券の販売や商工業者応援金制度、新型コロナウイルス対策商工業者経営支援事業やキャッシュレスサービス導入支援事業、また、事業者への上下水道料金の減免等の実施をしているところであります。

町といたしましては、経済対策や事業継続のための事業者支援を実施することが、そこで働く非正規従業員の健全な労働条件の確保や生活の安定及び、技能実習生の良好な研修環境の維持につながるものと考えておりますので、現時点において、労働者や技能実習生個人個人への現金給付は、考えておりません。

先の見えない新型コロナウイルスに係る経済対策につきましては、今後の状況を注視し、国においても、いろいろと今、検討され、今後、第3次の補正予算も組まれておりますけれども、それに応じた対策を検討することが重要であるという認識をいたしております。

次に、7点目の推薦入試などはすでに始まり、本格的な入試シーズンが始まっております。

す。受験生に対する対策はどうなっているかということでございますが、高校の推薦入試については、年明けになりますし、受験生について、本人はもちろんのこと、家族の方にも体調管理や感染防止について、より一層の取組を学校より依頼しているところでございます。濃厚接触者に認定された場合は2週間自宅待機になる可能性があります。推薦入試については、追試等の措置はとられないとの回答を県教委からも聞いておりますので、感染が拡大した場合は、どうなっていくのか分かりませんが、非常に心配はしているところであります。

次に、8点目の今年の冬は寒さが厳しいといわれておりますが、教室などの換気対策はどうなっているかということでございますが、暖房はしながらも窓は少し開けて、完全に密にならないように、各学校しております。また、休憩時間等には空気の入れ替え等も頻繁に行うようにしているところであります。

最後に、9点目の冬休みなど、学校の行事計画、授業などへの影響と対策について、お答えをさせていただきます。冬休みについては、例年どおりの期間としております。今年度は12月25日から1月7日まででございます。授業の進度は、既に各校とも例年の進度に追いついております。行事等については、再び感染が拡大し始めているため、見直しや変更も今後検討する場合は、当然あると考えております。

今後の感染状況を十分注視しながら、適切に判断をしていくべきだというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（石堂 基君） 児玉議員。

2番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

追加のほうさせていただきます。

昨今の情勢では、営業時間の短縮などの事態が懸念されています。

また、イベントやコンサートなどの文化活動も自粛に迫り込まれています。

しかし、自粛を要請するなら、それに伴う収入減や負担増への補償がなければ効果が限られ、感染防止の実効性も担保されません。自粛要請によって生じた損失は、国、自治体によって補填するのは当然のことです。

町としても1、医療機関や高齢者施設を守るための「社会的検査」、繁華街など感染リスクの大きいところへの「大規模・地域集中的検査」を政府の大方針にそえて推進すること。

2、感染追跡を専門に行う人を確保し、陽性となった人を保護し、行動履歴や健康状態を把握したり、接触歴をたどって感染が疑われる人を見つけ出すために保健所の体制を抜本的に強化する。

3、病院・診療所への減収補填など医療機関への全面支援を行う。

4番目、全国一律の「Go To」はやめて地域ごとの支援に切りかえる。持続化給付金の第2弾などの直接支援等を組み合わせて、観光・宿泊業者に対する支援を強化する。

などの政策を早急に実行するよう、国・県に対して強く求めるべきだと思いますが、町長の見解をお伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 国においても、そういう取り組みは、既に、いろいろと、今、打ち出されております。

町という範囲で、同じような、都市部と同じような状況を想定した対策を、町の規模でできませんし、状況的にも、国がやっぱり指導しながら、また、県がしっかりと連携をして判断をしていただきたいと思いますし、また、先ほど、お答えさせていただきましたように、次の第3次の交付金においても、さらに自粛要請をしたり、また、Go To トラベルなんかの見直しに対しても、そうした措置を、必要な措置を財政的にも取るということを言われておりますので、今、私どもが、その要請をするというような必要性は、私はない。

それは、もっと国においては専門家委員会なり、そういう検討をされている機関で、日夜そういう状況を確認しながら議論をされて取り組まれているところを見守っていきたいと思いますし、町としては、そういう要請の中で、先ほど答弁させていただきましたように、人員的には、非常に町の人員も少ないですけれども、感染の多い西播磨、龍野健康事務所や赤穂健康福祉事務所、こういう県の健康福祉事務所に対しての職員の応援等、こういうことも、当然、協力はしていかなければならないというふうに思っております。

〔児玉君 挙手〕

議長（石堂 基君） 児玉議員。

2 番（児玉雅善君） これからも、いろんな問題出てくると思うんですけども、機会あるごとに、国とか県への働きかけは詰めていっていただきたいと思います。

そして、次に、細かいことにはなるんですけども、この町の庁舎内での感染対策について、ちょっと気になっていることがありますので、お尋ねします。

トイレの件なんですけれども、庁舎内のトイレ、手洗いのところにタオルが置いてあります。あのタオルの件なんですけれども、手拭き用に置いてあるのか、掃除用に置いてあるのか、ちょっと判断、ちょっとしにくいんですけども、もし手拭き用に置いてあるのなら、手を洗った後、拭くんであるから大丈夫なのかもしれませんが、やっぱり感染対策を考えるならば、タオルじゃなく使い捨てのペーパーにすべきじゃないかなと、ふと感じました。その点、どうなのでしょう。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

佐用町役場としては、各来客用のトイレとか、職員の利用するトイレに手拭き用のタオルとかペーパータオルのたぐいは置かないようにしておりますので、もし、タオルが置いてあるとすれば、洗面台を拭く場合とか、そういった場合に置いてあると思いますので、それが手拭きに利用されるようなことであれば、ちょっと置き場所等を考えたいと思います。以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（石堂 基君）

児玉議員。

2 番（児玉雅善君）

ありがとうございます。

洗面台の掃除用に置いてあるのであればいいんですけども、やっぱり、あそこに置いてあると、人によったら手拭き用に置いてあるのかなと勘違いされる方も多いかと思います。置き場所考えてやっていただきたいと思います。

それでは、コロナ対策については、とりあえず以上にさせていただきます。

次に、2 番目の質問です。

利神城跡の活用について、お伺いします。

ようやく、利神城のほう工事が始まろうとしています。

平福では、現在、「佐用まちづくり塾 2020－実践編～地域への思いを形に～」ということで、井原友建先生を講師に迎えて、5 回の予定でセミナーを開いています。メンバーは約 30 名の方が集まっています。平福地域を中心に町内各地、また、町内、町の外からも何人かお見えいただいています。

先月 20 日には 4 回目を開き、今月、11 日だったか、金曜日には、グループに分かれて作り上げた企画書をプレゼンテーションする運びに進んでいます。

これまでもこういったセミナーも何度となく開かれています。コンサルを迎えて開かれています。今回は、ちょっと、今までのとは違うなど、私、感じています。

今までのセミナーですと、自治会長を中心に地域の年配の方ですね、私たち以上の年配の者ばかりが、ほとんどが集まって、ただ、集まって報告書をまとめればまとめて、ただ、それを配るだけだったんですけども、今回のセミナーでは具体的に、どうすれば行けるのか。その事業の立ち上げ、費用面も含めた立ち上げについて、ノウハウを教えてください。

そして、参加者も今までと違って、比較的若い方たち、現役世代の方もたくさん集まっています。そういった点で、今回のやつは、ちょっと違うなという感じを、私自身感じています。

そして、内容として、スポーツバー等の設置、マルチサービスの立ち上げ、フリーマーケットの開催、利神城等の資源・施設の再生・活用のグループに分かれて熱い議論を重ねてきました。

ここでは、私が参加した利神城に関するグループで出た意見について、当局の見解をお尋ねいたします。

まず、1 番に、以前に調査で発掘した際に南石塁の南側に大規模な堀が発掘されました。調査の後、埋め戻されました。利神城跡全体の規模や概要を知る上でも大変重要な遺構です。これを、再度、発掘して、見に行っていたいただいた方に、その規模とか、そういったもの想像する上でも、もう一度、発掘して保存するようにすべきじゃないかと思います。

2 番目に、御殿屋敷の北石塁についてお伺いします。現在、草や雑木に覆われ石垣が判然としません。また、そこに行くには庵側から少し遠回りしないと近づけません。グループ内では、町内外からボランティアを募集して、草を抜いて、石垣が見えるようにする。そして、南側からも容易に行けるように道路というか、通路をつけるという案が出ています。町としても、こういった案に対して助成、支援するべきだと思いますが、どう思われますか。

3 番目、南石塁、北石塁、うわがみ門、折れ曲がり門、御殿屋敷などの主な遺構に案内看板を設置するべきだと思いますが、どう思われますか。

4 番、昨年、そして、今年と平福でフジバカマという植物を、地元の方たちが植えた

ころ、数千キロを移動すると言われているアサギマダラという美しいチョウがたくさん飛んできました。そして、マニアの方やカメラマンなどで交流人口が増えています。グループでは、来年度は、植えつけを増やすとともにジャコウアゲハの食草であるウマノスズクサも植えて、ジャコウアゲハも呼び寄せようと計画しています。ジャコウアゲハは姫路市の市蝶で幼虫はお菊虫と呼ばれて、成虫はお菊さんの化身と言われています。お菊伝説のある利神城にもぴったりのチョウチョかと思います。

また、アサギマダラは渡りチョウですので、その秋のほんの一時だけしか見れないのに比べて、ジャコウアゲハは、長い期間飛び交いますので、交流人口等も、さらに増えるのではないかと思います。

こういったチョウチョを呼び寄せる計画に対しても何らかの支援をするべきだと思います。これに対しての見解をお伺いいたします。

5番、例えば、南石塁の南側にある耕作放棄地、5反ほどの田んぼがあります。そこに、フジバカマや、ウマノスズクサを植えることは、これは地主さんの了解を得ての上でのことですけども、こういったところに植えることは、国指定史跡の区域内に入っていますので、区域内に入っていることから、そういったことが可能かどうか、見解をお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

議長（石堂 基君）

浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君） それでは、利神城跡の活用についてのご質問にお答えいたします。

利神城跡につきましては、昨年度末に冊子『史跡利神城跡 保存活用計画』を作成し、皆様ご覧いただいていることと思います。本計画は、史跡として適切な保存と活用を行いながら、将来にわたって伝えていくための基本的なルールブックとなっております。

この中には、保存管理、活用、整備、運営・体制といった項目について、その基本方針や方法をまとめており、特に活用については、地元、商工、観光、企業、NPO 法人、学校など多方面の方々との連携、協働体制が欠かせないものと考えております。

このように、平福地区において、利神城跡について熱心な議論が行われていることに敬意を表したく思います。

まず、1点目の以前に調査で発掘した際に南石塁の南側に大規模な堀が発掘されましたが、調査の後、埋め戻されました。利神城跡全体の規模や概要を知る上でも大変重要な遺構です。再度発掘して、保存すべきであると思うが見解をお聞きしますについてのご質問にお答えいたします。

本件は、平成24年度に河川改修に伴って県が発掘調査を行ったことについて、ご指摘されているものと思われます。その調査によって、初めて、幅13メートル、深さ約2メートルの堀跡が明らかとなり、佐用川との間にも石垣が残っていたことから、水をたたえた堀で利神城跡の御殿屋敷地区に本格的な城郭遺構が築かれているのが改めて認識されたところです。史跡の整備においては、こうした発掘調査は欠かせないもので、正しい歴史認識を持つために必要な作業となります。

ご指摘のとおり、南石塁と堀は城郭大手に面した重要遺構であり、保存活用計画中でも、御殿屋敷地区においては、「調査研究成果をもとにした主な城郭構造の復元整備」は活用上の主要な整備項目にあげられております。

したがって、将来的には、発掘調査、整備を進めていくことになると思いますが、

整備には、「保存のための整備」と「活用のための整備」があり、利神城跡は傷みが激しく危険な状態になっているところが多く、まずは応急保存対策として今年度から石垣や斜面の崩壊対策、安全対策を実施しているところです。

堀の復元など、皆さんに城跡をより実感していただくような「活用のための整備」は、今後、整備委員会を組織し、整備基本計画を策定し、国の承認を得ながら計画的に実施することになると考えております。

次に、2点目の「御殿屋敷の北石塁についてお伺いします。現在、草や雑木に覆われ石垣が判然としません。また、そこに行くには庵側から少し遠回りしないと近づけません。グループ内では、町内外からボランティアを募集し草を抜き、石垣が見えるようにして、南側から容易に行けるように道をつけようという案が出ています。町としても、支援するべきと思うが見解は」についてお答えいたします。

史跡指定後の平成30年2月19日に佐用町が史跡の管理団体に指定されております。これは、文化財保護法第113条に規定されており、「史跡の保存のため必要な管理及び復旧を土地の所有者に代わって管理団体が行う」としたものです。これにより、史跡の保存上必要な対策については町が行いますが、実際には所有者がおられ、農耕地等として土地利用もされております。農地の草刈りや林地の下草刈りなどの維持管理、日常的管理については、基本的には土地の所有者の方が行われるものです。しかし、耕作放棄などで、これまでも所有者に代わって地元で草刈りをされてこられた部分もありますし、町でも草刈りを実施しております。

利神城跡の石垣を見やすくするなどの活用体制については、冒頭でも申し上げましたように、地元と町の連携、協働が欠かせないものと考えております。これまでのように役割分担しながら草刈り等に取り組んでいくことが望ましいものと考えております。

また、道をつけるという点につきましては、まず、現状を変えるような行為については国の許可が必要となります。そして、活用上必要なものであれば整備計画に盛り込んで計画的に整備を行うことになると考えております。

次に、3点目の「南石塁、北石塁、うわがみ門、折れ曲がり門、御殿屋敷などの主な遺構に案内看板を設置するべきと思うがどう思われますか」についてのご質問にお答えいたします。

最初にご質問の門の名称ですが、かつて平福のまちなみ調査報告書で「うわがみ門」とされたものは、国指定に係る調査の中で、古文書の誤読と判明いたしましたので、現在は使用しておりません。固有の名称は不明です。現在は、大型の桁形虎口と呼んでおります。虎口とは城の出入り口のことです。

また、折れ曲がり門は、南石塁の大手門のことを指しておられると思いますが、ここは古い地図には追手口と記され、城の防御上、食違虎口になっております。折れ曲がり門という用語はないと思いますので、再度ご確認をしていただけたらと思います。

利神城跡は平福のまちなみと歴史的な一体性があり、史跡を活用するうえでは両者を回遊性のある見学路として整備することが保存活用計画にもあげられております。

史跡の歴史や価値を見学者に理解していただく上で、案内看板や説明看板は必要なものです。御殿屋敷跡については、現在、公有地内に説明看板が2か所ございますが、大半が私有地であることから、今後、整備計画を策定する中において、また、発掘調査成果などに基づいて、見学ルートの設定や統一感のある看板の仕様、設置場所等を検討していくことになるのではないかと思います。

次に、4点目の昨年、今年と平福でフジバカマという植物を、地元の方たちが植えたところ、数千キロを移動すると言われているアサギマダラという美しいチョウチョがたくさん飛んできました。そして、マニアの方やカメラマンなどで交流人口が増えました。グル

ープでは、来年度は、植えつけを増やすとともにジャコウアゲハの食草であるウマノスズクサも植えて、ジャコウアゲハも呼び寄せようと計画しています。ジャコウアゲハは姫路市の市蝶で幼虫はお菊虫と呼ばれて、成虫はお菊さんの化身と言われています。お菊伝説のある利神城にぴったりのチョウチョです。この計画に支援するべきと思うが見解はについてのご質問にお答えいたします。

利神城跡と直接関係があるものではありませんが、利神城跡周辺において地域を盛り上げるための取り組みをされることは、よいことだと思います。

利神城跡の保存活用は、教育委員会が主となって取り組んでおりますが、その対象はあくまで史跡指定部分であり、これを核にして、周辺地域を含め、様々な分野の関係者が、それぞれの立場で、多様な活用をされることと連携、協働する体制を築くことが大事だと思います。

ただし、史跡保護の分野からは支援するといった対象にはならないため、地域活動の一つとして取り組んでいただければと考えております。

次に、5点目の例えば、南石塁の南側にある耕作放棄地にフジバカマや、ウマノスズクサを植えることは可能か、見解をお願いしますについてのご質問にお答えいたします。

埋蔵遺構への影響が及ばない範囲、例えば、農地の再造成や過度の深耕などがなく、通常の農耕作物等を植えることについては現状変更にあたらないため、文化財保護法上は問題はございません。

しかし、基本的には、先ほども言われましたように、私有地であり、周辺の農作物への影響があるかどうかなどは、関係者の了解を得られた上で行われることが肝要かと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（石堂 基君） 児玉議員。

2 番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

もちろんね、植えることに関しましては、周りの方たちにも、耕作者にも了解を得ることは当然のことだと思います。

そして、この間も県民局長と、偶然、奥海のほうで出会ったんですけれども、その時もおっしゃっていました。佐用を突破口にして交流人口を増やすとか、そういった観光面で県民局長がすごく積極的に動いていただいています。

今が、本当にそういった面でも一番やりやすい。やりやすいと言ったら語弊があるかもしれませんが、成果の上がりやすい時期でもあるかと思います。この件を逃さず、いろんな面で活用策について、積極的に取り組んでいただくことをお願いいたします。

そして、平福も、やっと、そういうふうに工事が始まりましたが、本来、この工事は、ただ単に城跡に登れるようにする。また、石垣が崩れるのを防ぐことなどが目的であってはないと思います。工事をすることによって、利神城跡というすばらしい遺跡を多くの方に知っていただき、より多くの皆さんに来ていただく。そして、平福での滞在時間、佐用町での滞在時間を延ばしていただくことによって、少しでも多くのお金を佐用町に落としてもらえるようにすることが大切だと思います。

その方策の差というのは、まちづくり塾の取り組みです。こういった取り組みを平福でもやっていただくべきだと思います。

ほかの地域での取り組みに関して、町のほうの見解どうでしょう。

議長（石堂 基君） 答弁をお願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 現在、そのまちづくり塾の関係等につきましては、県の補助金が入っているんじゃないかなとは思いますが、フジバカマの方向に進むことも考えられますし、先ほど、おっしゃられた利神城跡の活用とかに取り組まれる場合もあるかと思います。その取り組み内容につきまして、今後、それぞれ検討はしていっていいとは思いますが、なかなか、自発的に活動されている団体に、行政のほうから積極的に補助金を出したり、そういったことによって、取り組みが崩れていったといったような例もございますので、そのあたりは注意深く関わっていかねばならない分野かなというふうには思っております。

〔児玉君 挙手〕

議長（石堂 基君） 児玉議員。

2 番（児玉雅善君） はい、ありがとうございました。

今すぐいうことじゃないんですけども、ほかの地区でもできることがあればやっていただきたいと思います。

そして、これからの季節、やっぱり城跡、ただ、石垣とかも来年度には三の丸ぐらいまでは登れるようになるということなんですけども、ただ、そこに近づいて見るだけじゃなしに、ちょっと離れた所からでもね、例えば、雲海を見るとか、そういった絶景のスポットがあります。そういったものを見てもらうには、やっぱり、雲海を見ようと思ったら、朝早く登らないと駄目なので、そうすると平福にも泊まってもらう。あるいは、また、近くに泊まってもらう。そういった宿泊人口も増えることにもつながります。

そういったスポットの整備にも取り組んでいかなければと思います。

いろんな方います。特に、今、インスタ映えいうんですか。そういった投稿関係の方もたくさんいらっしゃいます。そういった方とも交流しながら、より広く、この利神城を知っていただいて、少しでも多くの方に来ていただくように、取り組むべきだと思っています。

そして、利神城とは、ちょっと離れるんですけども、先ほどの廣利議員の質問にも関連してきます。空き家の件に関してなんですけども、本当に平福でも空き家がたくさんございます。そういった面の空き家に関しての活用方法についてですけども、先日、産業厚生常任委員会で、たつの市へ行ってきました。たつので街歩きしまして、重伝建地区に指定された地区を中心に、まちづくり空き家活用策に取り組んでいらっしゃいます特定非営利活動法人ひと・まち・あーとの方から説明とか街歩きの案内していただきました。そのひと・まち・あーとの活動、これは本当に素晴らしいものでありました。空き家、老朽家屋を買い取ったり、借りたりして、手に入れて、それを自分たちで、その目的に合った、例えば、ここは宿泊施設に充てようとか、ここは、

議長（石堂 基君） 児玉議員。

2 番（児玉雅善君） はい。

議長（石堂 基君） 申し訳ありません。事前にいただいている質問通告書の内容にはない内容の発言が、今、続いておりますので、このまま発言を続けるのであれば、一般質問のほうに軌道修正をお願いします。
続けてください。

2 番（児玉雅善君） はい、分かりました。
そしたら、この件に関しましては、また、別の機会にさせていただきます。
利神城に関しては、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（石堂 基君） 児玉雅善議員の発言は終わりました。
お諮りします。あと2名の方の質問が残っておりますが、これで本日の日程は終了したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程を終了します。
次の本会議は、明日、10日、午前10時より再開します。
それでは、本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後03時21分 散会
